

令和6年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

令和6年3月15日（金曜日）

議事日程第6号

令和6年3月15日（金曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第15号から 同第20号まで
- 日程第4 議案第21号から同第30号まで、同第40号及び同第41号
- 日程第5 議案第31号から同第38号まで及び請願第1号
- 日程第6 議案第39号及び同第43号
- 日程第7 議案第4号から同第14号まで
- 日程第8 議案第42号
- 日程第9 発議第1号
- 日程第10 発議第2号
- 日程第11 発議第3号
- 日程第12 発議第4号
- 日程第13 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第15号から 同第20号まで
- 日程第4 議案第21号から同第30号まで、同第40号及び同第41号
- 日程第5 議案第31号から同第38号まで及び請願第1号
- 日程第6 議案第39号及び同第43号
- 日程第7 議案第4号から同第14号まで
- 日程第8 議案第42号
- 日程第9 発議第1号
- 日程第10 発議第2号
- 日程第11 発議第3号
- 日程第12 発議第4号
- 日程第13 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	渡辺	孝志君	市民部長	小林	正広君
産業部長	大嶋	利幸君	総務課長	渡辺	忍君
企画定住課長	中村	淳一君	財政課長	山口	和美君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	猪又	悦朗君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	木島	美和子君
福祉事務所長	磯貝	恭子君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大西	学君	農林水産課長	星野	剛正君
建設課長	長崎	英昭君	都市政策課長	五十嵐	博文君
会計管理者 会計課長兼務	山田	康弘君	ガス水道局長	樋口	昭人君
消防長	竹田	健一君	教育長	轟本	修一君
教育次長	磯野	豊君	教育委員会こども課長	嶋田	猛君
教育委員会こども教育課長	古川	勝哉君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	山本	喜八郎君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務 市民会館長兼務	嵐口	守君	監査委員事務局長	山川	直樹君

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 磯 貝 直 君
係 長 水 島 誠 仁 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
欠席通告議員はありません。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、7番、田原洋子議員、15番、中村 実議員を指名いたします。
次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

宮島 宏議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

おはようございます。
昨日3月14日に開催された議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。
まず、委員長報告につきましては、市民厚生常任委員会委員長から、休会中の所管事項調査についての経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項とすることとしております。
次に、議員発議につきましては、発議第1号、能登半島地震の支援についての意見書、発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議第3号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第4号、糸魚川市議会ハラスメント防止条例の制定について、以上、4件が所定の手続を経て、提出されております。
これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にて審議いただくことで、委員会の一致を見ております。

議会運営については、ハラスメント防止条例の制定について、昨年8月以来、議会運営委員

会で制定の準備を進めてきましたが、去る2月29日の全員協議会で指摘のありました一昨年12月の建設産業常任委員会での議長のハラスメント発言の解決がなされたとの委員からの報告があり、これを受けて、本日の前日の議員発議とすることで意見の一致を見ております。

委員からは、ハラスメント防止条例制定後の具体的な運用の仕方や行動指針の作成の時期などについての質疑がございました。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段、報告することはありません。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

今の委員長報告に対する質問じゃないんですが、やはりこれまでの議会の一般質問だとかそういうのを聞いている傍聴の方から、特に宮島議員は、議場にパソコンとそれからタブレットの両方持ち込んできて、ほかの議員が発言してる最中でもずっとそこを見ていると。これは過去何回も指摘あって、本人が必要だと思われることなんでとか、ここからネットの接続はできないように言ってますんでというふうなことを言っているんですが、一向に直ってないけどどういうふうを考えてるんだというふうなご意見頂きました。

これはお伝えするとともに、パソコンの持込みにつきましては、タブレットの持込みにつきましてはペーパーレスもありますし、いろんな意味で筆記用具ということで認めて、この議場に持ち込むことが了解されているわけでありまして。かといって、行政側は、答弁側は全然タブレット等を持ってこないわけでありまして、自分の出番がね、あるときにはいろんな資料の確認とかあろうかと思いますが、何ていいたいでしょうか、ほかの議案のときだとか一般質問のときは、現にパソコンの持込み等、また閲覧等を慎むべきではないかと、私もそう思います。

宮島議員におかれましては、議会運営委員会委員長でございますんで、規範意識といいましょうか、パソコン、ノートパソコン等の持込みにしてみたって悪いとは思いませんが、ずっとそこを眺めていたり、そこをかまっていたり、ネットなのかダウンロードしたのか分かりませんが、そのページを開いてるとか、また、同僚の議員にも、こういうのがあると見せたりなんざりすると、どうもそういう質疑等に全く集中してないんじゃないかというご指摘であります。これは厳に慎むべきでありますし、パソコン等の持込みにつきましても、台数のある程度制限するお考えとか、これから議会運営委員会の中でそういうことについても論議すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

私のこの場での報告は、昨日の議運の報告に限られています。

今、古畑議員からご指摘・ご提言のあったことについては、この場では申し上げられませんが、今後、議会運営委員会等で申し上げることができるかと思えます。ぜひ傍聴にいらしていただき、私のパソコンの使用の実態、そういったものを、そのときお話しさせていただきたいと思えます。あるいは個人的にでもお伝えすることができるかと思えますので、休憩時間等でも私に聞いてください。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

私は、傍聴席からの市民のご意見ということでお伝えをさせていただきました。直すか直さないか、議会運営委員会での今後の対応について、協議するか、しないかは、あなた自身であります。もうやっぱり議員というものは、それだけの権利やそういうものは認められている職責でございます。必要だからとか、便利だからという利点だけで物事を判断しないようお願い申し上げたいと思えます。判断は、これから先の議会運営委員会なり、宮島議員なりの責任、責任といいましょうかね、判断にお任せしたいと思えます。とりあえずお伝えしただけです。

終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

昨日の議運の委員長報告ではございませんが、古畑議員からご指摘の件は、私も別な方からご指摘いただいておりました。

今、Wi-Fiにはつながらないようにしておりますが、傍聴席、あるいは後ろから見た場合にインターネットに接続してるんじゃないかという誤解を招く可能性は十分あると認識しています。それで誤解を招かないような態度を議員は取るべきだと、いろんな面で思えますので、今後は十分に注意したいと思えます。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事務調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、3月1日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、地域医療体制についてであります。

担当課より、1月22日に開催した第1回糸魚川市地域医療体制調整会議において、糸魚川総合病院の山岸病院長から提案された地域医療構想を推進していく上での当市の考え方等について、この提案を基に医師会、また新潟県等と協議調整をし、まとめたものである。この資料を基に、県が中心となって上越圏域の医療機能再編の議論を進める上越地域医療構想調整会議の中で、当市の意見として提案をしていく。

当市の医療体制における課題として、上越市までの距離の問題、また、開業医の高齢化等により、かかりつけ医機能低下の問題、常勤医、開業医の高齢化による救急医療体制維持の問題などの5点を挙げている。

課題解決に向けては、地域医療構想の推進が必要であり、進められる地域の医療機能再編において、当市で維持すべき医療、上越圏域の柱となる中核病院へ集約すべき医療について、中核病院構想に求められる医療機能、また、医療人材や課題について記載し、資料としてまとめ、記載している。この後、糸魚川市医師会、また糸魚川総合病院と共に持続可能で安心できる地域医療体制の確保につながるよう提案をしていくという説明に、委員より、若干の質疑がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について、報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

おはようございます。

今ほど報告ありがとうございました。1点お聞かせください。

糸魚川の基幹病院である糸魚川総合病院、こちらの課題は、長年の看護師不足であったと思えますけれども、その解消に向けて、委員会の中では何か質疑はございましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

この所管事項調査の中で、地域医療構想のお話の中では、話はありませんでした。

以上です。

○18番（田原 実君）

よろしくお願いします。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第15号から同第20号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第15号から同第20号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

本定例会で当委員会に付託となりました議案第15号から議案第20号については、3月4日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第20号、辺地に係る総合整備計画の策定については、担当課より、この計画策定により、今後予定している事業の財源として有利な起債である辺地対策事業債が活用できることから、5つの辺地の総合整備計画策定を提案するものであると説明があり、委員より、この事業の基本的な考え方についてを問う質疑に対して、担当課より、ほかの地域との生活水準の格差の是正を図ることが法律の目的とされ、当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、必要な財源上の特別措置等を定めることとし、市議会の議決を経て、総務大臣にこの計画書を提出し、辺地債についての許可が下りるといったスキームであると答弁がありました。

委員より、道路や用水路に修繕の予算がつけてあるが、その中で、シャルマン火打スキー場管理事業費、シーサイドバレー大規模改修事業についてを問う質疑に対し、担当課より、3年間の計画期間の中で、シャルマン火打スキー場に関しては、除雪車の整備、放送設備の整備を予定している。シーサイドバレースキー場については、レストハウスの修繕を行いたいという計画であると答弁がありました。

その他、若干の質疑がございましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．議案第21号から同第30号まで、同第40号及び同第41号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第21号から同第30号まで、同第40号及び同第41号を一括議題といたします。

本案については、休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

本定例会初日に、当委員会に付託となりました本案については、3月6日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第21号、糸魚川市農村コミュニティ広場条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、市振臨海公園は、整備以降、日常的な維持管理を行ってきたが、条例における位置づけがなされていなかったことから、今後も適切な施設管理を行うため、農村コミュニティ広場として位置づけるものであると説明がありました。

委員より、ここでドクターヘリが2回ほど使用されているが、ここはグリーンサンドのままか、あるいはコンクリート舗装を考えているかとの質疑に、担当より、これまでの使用状況を勘案して、防災の観点からも、まずは条例にしっかりと位置づけをして、それから機能について整理をしていきたいと答弁がありました。

議案第22号、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第23号、糸魚川市公共用財産管理条例の一部を改正する条例の制定については、質疑はありませんでした。

議案第24号、糸魚川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、若干の質疑はありましたが、特段、報告することはございません。

議案第25号、糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、新潟県河川法施行条例の土石採取料が令和6年4月1日から改正されることから、県の採取料の額に準拠している本市においても本条例を改正し、採取料の額を変更するものである。また、流水占用料、土地占用料において、種別の追加、占用料の額の変更を行うもので、施行日については、令和6年4月1日とするものであると説明がありました。

委員より、能生に笹良川があるが、この準用河川に当たるのか、また、準用河川の定義と数を教えてもらいたいとの質疑に、担当より、準用河川の本数は、能生地域で4河川、糸魚川地域で2河川、青海地域で7河川である。そのほかの河川については、普通河川という取扱いになり、いわゆる青線というもので、その本数は把握し切れない。また、笹良川については、普通河川となっていると答弁がありました。

議案第26号、糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第27号、糸魚川市公営企業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、質疑はありませんでした。

議案第28号、糸魚川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当を支給できることとなったため、一般行政職員に準拠して、企業職員についても同様の改正を

行うものであり、支給対象は、基準日に引き続き一月以上在籍しており、週30時間以上勤務している会計年度任用職員で、支給月数は年間で1.0月分、施行日については令和6年4月1日とするものであると説明がありました。

委員より、年間で大体どのくらいの金額になると想定しているかとの質疑に、担当より、1人当たり年間約15万円で、全体で90万円を見込んでいますと答弁がありました。

議案第29号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定については、担当より、水道法の改正に伴い、水道整備、管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるため、所要の改正を行うものであり、施行日については、令和6年4月1日とするものであると説明がありました。

委員より、今回、関係省庁が変わったということで、これは今回のような大震災、また、国土強靱化等の関係のことで、厚生労働省から国土交通省に移管されるということによろしいかとの質疑に、担当より、今、水道整備管理行政における課題として、水道事業の経営基盤の弱体化、老朽化及び耐震化への対応、また、災害発生時における早急な復旧支援がある。それらに対応するため、国土交通省が持つ社会資本整備や災害対応に対する能力や知見、層の厚い地方組織を活用しながら水道行政の機能強化ができるということで、今回の省庁の移管となったと答弁がありました。

議案第30号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定については、担当より、地球温暖化対策の取組に対する機運の醸成を図るため、温室効果ガスの排出量削減に取り組む市内企業等に対し、カーボンニュートラルガスの販売を行うことができるよう必要な改正を行うものであり、施行日については、令和6年4月1日とするものであると説明がありました。

委員より、このカーボンニュートラルガスは一般住宅等を除くとなっているため大きな企業が対象となると思うが、導入するかは別として、糸魚川ではどのくらいの企業が対象になりそうかとの質疑に、担当より、対象は大口契約7社、小型空調契約は約40社、空調夏期契約は約20社であると答弁がありました。

委員より、多くの会社が対象になるが、手応えとして、このカーボンニュートラルガスを導入しそうな会社はありそうかとの質疑に、井川副市長より、普及啓発のため、この条例案が認められた場合に、当面、市役所庁舎について導入したいと考えている。市役所が先端を走ることによって、民間企業に普及していきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、これを導入する企業にとってのメリットは何かとの質疑に、担当より、企業でいうと大企業と取引をしている。また、外国の企業と取引をしている場合、この温暖化の排出削減の活動に取り組んでいるということが、契約や下請等の条件等になってきているようである。また、地球温暖化対策の推進に関する法律で、排出削減が義務づけられている企業等があった場合、カーボンニュートラルガスを購入することによって排出削減に取り組んでいるというアピールができると答弁がありました。

議案第40号、令和5年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第41号、令和5年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）については、担当より、官民連携導入検討業務委託について、国の令和5年度補正予算で補助金の内示を受けたため補正予算を編成するものであり、水道と下水道の官民連携を一体で実施する場合は、厚生労働省と国土交通省が折半で負担することになっているため、総額の半分ずつを水道会計及び下水道会計で補正をしていると説明があ

りました。

委員より、官民連携の導入検討業務委託ということだが、人件費や会議費用、現地調査もあるかもしれない。その経費の内訳はどうなっているかとの質疑に、担当より、全体のうち3分の2が人件費相当であり、外注等も想定している。現地の交通費等の経費も含んでいると答弁がありました。

以上で、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号、糸魚川市農村コミュニティ広場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、糸魚川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、糸魚川市公共用財産管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、糸魚川市準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、糸魚川市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、糸魚川市公営企業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、糸魚川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、令和5年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第41号、令和5年度糸魚川市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第31号から同第38号まで及び請願第1号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第31号から同第38号まで及び請願第1号を一括議題といたします。

本案については、休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました本案については、3月1日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第31号、糸魚川市市税条例の一部を改正する等の条例の制定については、制定理由は、システムの全国標準化に伴い、当市の集合税方式は全国標準の方式ではないことから、地方税法に基づく全国標準の単税方式へ変更し、システムを標準化する必要があるため、関係する条例の改正

等を行い、税目ごとに納税通知書を発送し、税目ごとに納期を定め、納税していただく。本条例により、糸魚川市市税条例の納期及び納付額の端数整理、糸魚川市都市計画税条例と糸魚川市国民健康保険税条例の納期を改正し、糸魚川市市税徴収等の特例に関する条例を廃止する。施行は、令和7年4月1日で、令和7年度課税から適用となり、令和6年度は1年かけて単税方式への変更について市民等へ周知を行うという説明に、納付についての質疑があり、納付の方法については変更ないが、納付期限が税目ごとに期日が変わる。今までは集合納税なので6月から翌年の3月まで均等で10回に分けて払っていたところ、今後、総額は一緒だが、それぞれの税目ごとに軽自動車税は1回だが、市民税、県民税は4回、固定資産税、都市計画税も4回、国民健康保険税は9回というような払い方となるので、来年度1年をかけてしっかり市民等に周知して、心積もりをしていただくというところを徹底していきたいという答弁がありました。

納付者の手数料としては、クレジット払いの場合に手数料が発生する場合があるが、それ以外の口座振替、納付書払いは、本人の負担はないが、市の負担する額は、それぞれの払い方によって手数料が異なり、一部増額の予定であるという説明でした。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛します。

次に、議案第32号、糸魚川市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定については、昨年12月に施行した空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用条項のずれが生じたため、一部改正するものであるの説明に、質疑はありませんでした。

次に、議案第33号、糸魚川市保健センター条例の一部を改正する条例の制定については、能生保健センターは昭和61年3月に建設し、旧能生町の保健事業の中核施設として利用してきたが、耐震診断の結果により、平成28年度から保健センターとしての利用を中止し、現在は倉庫としての利用となっており、このたび国、県に対する倉庫への転用手続が完了したことから、所要の改正を行いたい。用途変更に伴う建設時の補助金返還が発生しないことも確認しているという説明に、倉庫利用の質疑があり、1階の車庫はガス水道局の給水車などが入っており、2階には主に能生事務所関係の物品や防災備蓄品が入っている。現状の倉庫としてそのまま利用していくが、塩害等の被害も見えてきているので、中の物品をどう別の場所に運ぶか、建物自体の解体も併せ、将来的に検討していく必要があると考えているという答弁でした。

委員より、耐震構造について、建築後における壁の撤去の質疑があり、井川副市長より、建築後に一部の壁を撤去したことは把握している。倉庫として補強して使えないかという意見だが、今後のことは庁内で検討して、活用の方法があれば示したいという答弁でした。

耐震基準を満たしていない、また浸水想定もされる建物に防災備蓄品を置いておくことが適切かとの質疑に、井川副市長より、ご指摘のとおりであり、今回の能登半島地震を受け、防災備蓄品の保管についても早急に検討して結論を出したいという答弁がありました。

委員より、地域活動支援センターを保健センターへ移転するため耐震調査をしたところ、基準を満たさないことが判明したが、基準を満たさなくなった原因と経緯についての質疑があり、井川副市長より、平成28年1月の市民厚生常任委員会での説明内容では、平成28年4月からの移転について県の建築主事に確認したところ、建築基準法上の用途変更手続が必要であり、それに伴う耐震診断や工事等も行わなければならないことが分かり、総合的に判断をして、保健センターは利用せずに、新たに地域活動支援センターを建設することに至ったという説明があったが、保健センタ

一の建築からその後、壁を撤去したことによる耐震構造、耐震基準等を満たさなくなったことの経緯については、資料が手元になく、産業部へも確認しなければならず、条例制定の審議と区別してはどうかという意見が出され、そのように決し、採決されました。

条例の制定採決後、建物の建築から耐震基準、耐震構造、用途変更についての原因や経過についての質疑を再開し、井川副市長より、現状を踏まえる中で、防災備蓄品を保健センターに置くのは好ましくないと判断し、機能の移転を図りたいというふうを考えているという答弁でしたが、耐震関係については、現時点で資料もそろわず、市民厚生常任委員会の中での質疑の途中でもあるので、条例改正前の年度内に所管事項として調査を行うということに委員の意見が一致しました。

次に、議案第34号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、65歳以上の第1号被保険者の保険料を介護給付費準備基金を活用することで、第8期と同じ標準月額5,400円とした上で、所得に応じた段階区分の改定を行いたいとの説明に、若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

次に、議案第35号から38号は、介護保険事業所等に係る規定基準関連条例の改正であり、国が定める介護保険事業所等に係る運営基準の改正に伴い、所要の改正を行うことを目的としており、議案第35号、糸魚川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、糸魚川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、糸魚川市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号、糸魚川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案第35号から38号までを一括議題とし、一括説明の後、一括審議を行いました。

委員より、1人のケアマネジャーが持てる人数が、35人から44人に増えることについての質疑があり、業務の負担については、国のほうでも介護現場のICT化を進め、利用者との面談も電子化したり、サービス提供する事業者との情報のやり取りも国全体でシステムを入れて導入を推進しており、本来の業務である利用者とのやり取りに注力できるように事務の部分の負担を減らしていく取組が始まっていくところなので、徐々に44人というベースになるように事務環境を整備していく流れになっている。国の改正は、気持ち人数が増えることは、事業所の収入が増えるので、その分ケアマネジャーの待遇改善につなげてほしいという意図であるが、現場の声としては負担だけ増える懸念もあることから、事務環境の改善に向けて、実態把握や事業者との意見交換に取り組んでいきたい。また、市内の状況は平均すると1人当たり30人ほどで、現在の基準である35人までは行ってないが、それに近い状況にはある。施設にもケアマネジャーの資格を持った方がいるが、在宅のケアマネジャーはなかなか手がないという状況であり、在宅のケアマネジャー資格の費用負担とか待遇の面とか毎回の更新の負担が減るように、資格の更新についても補助対象にするといった市の事業の見直しも随時やっているところであるという説明に、委員より、施設の廃止やケアマネジャーが不足している現状を見ると、糸魚川市で10年後どうなっていくのか不安があるが、市としてはどう受け止めているかという質疑があり、介護保険制度は、全国同じルールで運

用され、介護が必要な方の暮らしを支えるという大きな成果を上げているが、介護を取り巻く環境も変わり、その地域の中の特性や格差、人口減少という問題も絡んできたときに、各地域での固有の課題については、国のほうに要望を上げていくなど、全体を見た中での見直しは必要だと思うという答弁でした。また、井川副市長より、介護従事者の処遇改善は必要なことだと思っている。ケアマネジャーに過度な負担にならないような方法についても福祉事務所のほうから見守っていただきたいと考えている。基準としては、このように改正するが、糸魚川市の現状、実態に合った取組をしていきたいという答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、請願第1号、若者も安心できるような物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願では、紹介議員である新保議員に説明を求め、説明への質疑の後、各委員から意見が出され、採決の結果、賛成少数により、本請願は不採択となりました。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

請願第1号、若者も安心できるような物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願について、賛成討論を行います。

今まで物価変動率に合わせて年金改定してきたものを物価変動率と名目手取り賃金変動率の低いほうに合わせるようにしたため、年金額が削減されるようになったとのことであります。

2020年に成立した年金制度改革関連法では、基礎年金の引上げを求める附帯決議もなされたということで、本請願は、物価上昇に合わせた年金改定を行うことを求めています。物価変動率に合わせて年金を改定してきたものを名目手取り賃金変動率を基準に加え、低いほうに合わせた結果、少しずつ年金が削減されてきた。その影響は、高齢者の方たちに出ている。元に戻してほしいという内容であります。

高齢になれば体も弱り、病気にもなりやすくなり、医療費もかかります。年金の面でも、社会の格差がますます広がっているように思います。本請願は、願意妥当と考えますので、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号、糸魚川市市税条例の一部を改正する等の条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、糸魚川市空き家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号、糸魚川市保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、糸魚川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号、糸魚川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号、糸魚川市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号、糸魚川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第1号、若者も安心できるよう物価上昇に見合う高齢基礎年金等の改善を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

〈午前10時55分 休憩〉

〈午前 11 時 05 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次の日程に入ります前に 1 点ご報告いたします。

委員会審査報告書に一部誤りがありましたので、後ほど訂正したものを配付いたします。ご了承ください。

日程第 6. 議案第 39 号及び同第 43 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 6、議案第 39 号及び同第 43 号を一括議題といたします。

本案については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10 番 東野恭行君登壇〕

○10 番（東野恭行君）

本定例会で、当委員会に分割付託となりました議案第 39 号及び議案第 43 号については、3 月 4 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、第 39 号は否決、第 43 号は原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

生涯学習課関連では、能生 B & G 海洋センタープールの老朽化に伴い、腐食した上屋鉄骨部分を解体し、開放型プールとして運営をするための工事費について説明があり、委員より、野ざらしになることによって、砂やほこりなど衛生面について問う質疑に対し、担当より、海岸にある施設であり、対策はしっかり講じていきたいと答弁がありました。

委員より、施設の統廃合や現在プールが使えなくなっている小学校のことも考慮した上で、子供や地域がよりよくなるという予算を計上してほしいとの質疑に対し、担当より、B & G プールの鉄骨を直す場合、鉄骨自体が億以上の費用がかかる見通しであり、今後は能生小学校の改築の問題もある。地域全体の課題として、地域の方や子供も含めて喜んでもらえる形にできるように早急に話をしたいと思っているという答弁があり、また、米田市長より、能生地域にもプールが必要という観点から、学校のプールの状況、そして B & G プールの状況を含めて早急に検討していきたい。能生地域の皆さんに、はびねすを使ってくださいということは考えていないので、学校のプールの在り方も併せて検討していきたいと答弁がありました。

次に、第 3 条の債務負担行為であります、これは駅北子育て支援複合施設整備事業の債務負担

を新たに設定するもので、期間は令和5年度から9年度まで、限度額は12億4,200万円と説明があり、委員より、債務負担行為を認めるということは、DBO方式を議会、委員会で認めてきたということなのかを確認したいとの質疑に対し、担当より、債務負担行為とは、その当年度の予算に事業費の総額が計上されるものではない。DBO方式ということになれば、事業募集ということで、当然、事業着手ということになり、予算の裏づけが必要になるので、債務負担行為をお願いしている。今後、業者を募集し、選定委員会を開き、業者を決定し、その後、契約締結となる。また、予算については、進み具合によって、順次、金額を議会に提案し、審査していただくことになると答弁がありました。

委員より、この施設について、大火の復興から一連の流れの中の計画を今回諦めたとしても、市民と共に次の新しい計画をつくって国に示せば、国の支援の可能性はあるのではないかと質疑に対し、米田市長より、新規の計画の対応については、それなりの厳しさがある。公共施設も公共事業のインフラ事業についても大変厳しい。国へ上げていく計画は必要に応じて進めている。ほかの事業でやるからには、一つの構想から入り、計画をつくり、地域の意見をまとめていくなどの過程があり、国に要望を持っていけばすぐというわけにはいかない。この計画は、ようやくその出番が来た中でお願いしているものであると答弁がありました。

委員より、今回のDBO方式による計画において重要視してほしいのは、運営事業者である。運営事業者はしっかりと選定してほしい。運営事業者に対する要求水準を高く、行政と連携できるような形で進めてほしいとの質疑に対し、担当より、事業体制なども含め、全体を見て総合的に判断する形で検討したいと答弁がありました。

ほかにも多く意見が出た後、委員より、討論の申出があり、今回の計画は未熟である。市民の理解が得られてないという観点から、計画を延長すべき。最低1年は地元に入り、話をよく聴き、皆さんが納得し、子供でつながる地域のすてきな施設となるように進めていただきたい。今回、DBOありきで進めることに関しては、賛成できないという意見。また、ソフト事業を充実すべき、今ある施設を使えばよい。それを造れば本当に商店街は活性化するのか。大町区の人口は増えるのか。災害対策というが、そこに逃げられる人が糸魚川の中に何%いるのか。この計画は、もっと真剣に考え直すべきであるという意見。また、複合施設もよいが、今ある施設を生かして十分にやっていると。子供が増えれば話は別だが、令和10年度以降、本当に出生数が減ることを危惧している中、この案件に関しては賛成できないという意見。また、駅北大火の復興から、まちづくりの最終的なゴールを目指す中、ある意味スタートの部分である。学びと遊びと交流のまちなか拠点ということで、多世代が交流でき、なおかつ市街地における日常の人の居場所づくりが、真の意味でにぎわいにつながる。今回の債務負担行為で、建設や運営できる事業者の募集をしっかりと見届けたい。そのために債務負担行為が必要ということであり、これについては賛成したいという意見。また、今回の債務負担行為に関しては、予算的な裏づけとして必要と、今まで説明を受けてきた。これを承認したからといって、その後の議論が全くないまま施設が建設されるというおそれもないと、今までの委員会の中でも説明を受けてきた。箱物行政という批判もあるが、地域の未来を見据え、広い視点で議論を続けていく必要があると感じている。賛成であるなどの意見がありましたが、起立採決により、起立少数により否決となりました。

次に、議案第43号につきましては、能登半島地震により被害を受けた上南地区公民館や姫川コ

コミュニティスポーツセンターの修繕などを行うための補正予算などではありますが、特段、質疑はありませんでした。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第39号については、3月6日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

農林水産課関係では、委員より、畜産振興業について、最近の高温により、畜産業者も大変だということでこの事業があると思うが、そのほかにもカラスによる被害で生乳の出具合が悪いという状況が昨今聞かれるが、そういった対策へも何か補助事業を考えているかとの質疑に、担当より、今回の事業については、高温対策ということで上げている。確かに鳥獣被害による牛のストレスによる生乳の減少というのを聞いている。今後、畜産農家の意見を聴きながら、新年度予算の中で、その対応については検討していきたいと答弁がありました。

委員より、農道橋保全対策事業について、市内にどのくらい農道橋というのがあるか、計画的に修繕を実施しているかとの質疑に、担当より、市で管理している農道橋は26橋ある。橋りょう点検については、5年に1回というサイクルで点検をしている。修繕については、点検によって損傷があった場合等、計画的に補修工事を予定している。毎年1橋くらいのペースで順調に進んでいるものと思っていると答弁がありました。

建設課関係では、委員より、復興まちづくり道路改良費の内訳で、道路用地購入費1,061万3,000円となっているが、面積及び坪単価はどのくらいかとの質疑に、担当より、面積については316.79平方メートルで、単価については平米当たり3万3,500円であると答弁がありました。

委員より、この復興まちづくり道路改良事業は、どのような工事なのかとの質疑に、担当より、場所については、駅北復興住宅から東側に、県道に向かって東西に伸びている市道で、拡幅して、広い道をそのまま通すというものであると答弁がありました。

委員より、道が広くなれば、車が通る場合、スピードを出すと思うが、その対策方法を考えているかとの質疑に、担当より、それについては懸案事項として捉えている。区画線も含めた視線誘導を考えて対応していきたいと答弁がありました。

委員より、市営住宅除却事業で、西浜住宅2棟の除却後、地域住民から物すごく風が強いという声を聞いた。改めて風対策をどのように考えているかとの質疑に、担当より、西浜住宅は、東西に幾つか建設してあり、建物の老朽化ということで、順次、計画的に除却を進めている。住民説明の中でも海風が強いというご意見・ご要望を頂いている。風対策として、強風のための建築物を設置

することも考えてはいたが、費用的なものもあり、なるべく費用がかからない方法で風対策ができないかということで、今回、旧2号棟、3号棟、4号棟の間に風致木を設置して、どの程度の風対策になるかというのを試行してみたいと思っている。これが有効であれば、また順次、除却後に植栽をしていきたいと答弁がありました。

都市政策課関係では、担当課より、繰越明許費の補正については、えちごトキめき鉄道設備大規模更新支援事業の繰越しであり、能生変電所の部品調達に時間を要したためと説明があり、委員からの質疑はありませんでした。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、議案第39号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

続きまして、本定例会一般質問最終日に当委員会に分割付託となりました議案第43号については、3月6日に審査が終了しておりますので、その経過と報告について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

商工観光課・能生事務所関係では、委員より、観光施設災害復旧事業について、長者温泉ゆとり館の修繕について納期が間に合わないという説明があったが、具体的に説明をお願いしたいとの質疑に、担当より、納期については、屋根瓦、具体的には、のし瓦と鬼瓦の資材が、今、全国的に不足しており、この年度内はもとより、4月以降も、まだ調達のめどは立っていないという状況であるとの答弁がありました。

農林水産課関係では、委員より、農林水産業、施設災害復旧費について、具体的にどの地域が多いのかとの質疑に、担当より、能生地域がどちらかというところが多い状況である。ただし、糸魚川地域のほうは、まだ雪で見えていないところが多い。今後、糸魚川地域でもあるものと思っていると答弁がありました。

委員より、まだ雪が多くあるため、今後、被害が増えるかもしれない。その場合は、その費用についてしっかりと予算を組むのかとの質疑に、担当より、今後、被害を発見次第、国のほうへ報告する。雪が消えるまでということで、国から通達があった。予算については現段階では、新年度予算で対応したいと考えているが、その金額によっては、新年度に入り、梅雨前線豪雨、秋の台風豪雨等の災害も想定されるため、予算の状況を見ながら、また、被災の状況を確認しながら、補正対応となる場合もあると考えていると答弁がありました。

委員より、水産業施設等復旧支援事業について、漁業従事者の方は、漁具等が失われてお困りである。漁業関係者の被災状況がなかなか見えない中で、そういう声を届けさせてもらい、予算づけをしてもらった。本当にありがたい。市内全域の漁港について、被害としてどういうものがあつたのかとの質疑に、担当より、今回の補正予算で上げた漁具等の修繕が必要な被害については、能生漁港、筒石漁港、市振漁港、姫川漁港で確認していると答弁がありました。

建設課関係では、委員より、地盤変動等調査事業について、調査はどのくらいの期間がかかるのかとの質疑に、担当より、調査項目については、今、検討している最中である。調査期間については、例えばボーリング調査が必要になれば、それ相応の時間がかかる。机上での調査であれば、比較的早く終わるという状況である。現在、国土交通省から専門的な調査に入ってもらっている。その結

果を踏まえた対応ということで、どのような調査を実施すればよいかという精査をしていると答弁がありました。

都市政策課関係では、委員より、被災住宅等修繕支援事業について、対象が準半壊以上となっているが、どのくらいの件数を想定しているかとの質疑に、担当より、検討の段階では30件を想定している。現時点では、半壊、準半壊で13件となっていると答弁がありました。

委員より、現時点で13件、想定が30件ということであるが、半壊等の判定について、2次調査でかなり変わっている方もいる。それを見越して30件ということではよいかとの質疑に、担当より、想定30件については、罹災証明を申し込んで、2次調査に進む件数を見込んだ数字であると答弁がありました。

このほか、若干の質疑がございましたが、報告は割愛をいたします。

以上で、議案第43号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第39号については、3月1日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

市民課関係では、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳総務諸費は、住民基本台帳法の一部改正等に基づき、戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載することとなったため、電算システム改修委託料を増額補正したい。今回の補正は、国の予算づけがあったため行うものであり、財源は全額が国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金である。また、繰越明許費補正は、国からのシステム改修の仕様書の提示が遅れ、改修作業が令和6年度になることから繰り越したいという説明に質疑はありませんでした。

福祉事務所関係では、歳入、民生費寄附金については、糸魚川市出身の方でお亡くなりになった方の代理人を通じ、糸魚川市に寄附のお申出をいただき、既に2月に受領しており、ご本人の意思により、福祉のために活用させていただく。

社会福祉総務費、社会福祉施設物価高騰対策事業は、エネルギー価格高騰の影響を受けるものの、経費増加分をサービス料金に転嫁できない社会福祉施設に対し、国の物価高騰対応重点支援地方臨時交付金を活用し、1月から3月までを追加して増えた経費の一部を補助する。

老人福祉費、老人保護措置費は、光熱費や食材料費、人件費などの経費増額に伴う上越五智養護老人ホーム運営費負担金の追加であり、現在、糸魚川市から16の方が入所している。

生活保護扶助費は、生活保護費の増額補正で、入院等で医療費が高額となるケースが増えたことによる増加が主な理由であり、12月にも増額補正をしたところだが、医療費がさらに増加傾向に

あり、今回、追加したいものであるという説明に、委員より、生活保護扶助費の医療費が、増加傾向ということの原因についての質疑があり、一番大きな原因は、入院の治療が増え、入院者数が令和4年度と比べて約2倍近くに跳ね上がっており、そのため医療費が増額となっているとの答弁でした。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

健康増進課関係では、医療対策費の医療機関物価高騰対策事業は、電気、ガス料金高騰の影響を受けた市内基幹病院に対し、安定した医療体制の維持につなげるため、補助金を交付するものであり、財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金である。繰越明許費補正は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料など、一部の経費について支払いが翌年度となるため、繰り越したいものである等の説明に質疑はありませんでした。

以上で、議案第39号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

次に、本定例会一般質問最終日に当委員会に分割付託となりました議案第43号については、3月1日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

環境生活課関係では、災害廃棄物処理費は、能登半島地震により被災した半壊以上の家屋について、被災者からの申請に基づき、市が解体撤去を行うもので、現時点で半壊以上の家屋は5軒だが、解体意向の方、または修繕か解体か迷っておられる方の計3軒分を予算計上している。財源は、国の災害等廃棄物処理事業費補助金を見込んでおり、補助率は2分の1であり、補正予算承認後、申請の受付を開始予定のため、全額、繰越し予定としているの説明に、対象となる半壊以上の5軒中の3軒だが、残りの方の事情についての質疑があり、被災者の方と個別相談をしており、意向を確認している。まだ迷われてる方も修繕するという考えの方もおられ、新年度に入って補正で増やすということもあり得るという答弁でありました。また、解体の際のアスベストのチェックについての質疑では、解体の事前調査として、アスベスト調査も見込んでおり、補助金の対象となっているとの答弁がありました。

福祉事務所関係では、災害救助費の補正であり、能登半島地震の被災者に対する生活再建のための資金と自然災害見舞金の支給が主なもので、県内では新潟市のみが適用されている被災者生活再建支援法に準じ、半壊以上の住家被害が発生した市町村と県とが連携して、支援金を給付する事業である。被害区分に応じて基礎支援金、加算支援金が支給されるが、当市の場合、現時点で5軒の住家が半壊と認定されており、世帯構成により、50万円または37万5,000円を給付する。予算上、6世帯分を計上しており、経費の3分の2は、県から補助金が充てられる。自然災害見舞金は、糸魚川市自然災害見舞金給付規則に基づき、被災の状況により見舞金を給付するもので、半壊認定された世帯に対し5万円を支給するもので、こちらも予算上、6世帯分を計上している。また、3月まで募集している能登半島地震に対する糸魚川市義援金について、配分するための委員会の経費を計上している。義援金の金額は、現時点で約330万円だが、今後、新潟県で募集した義援金の市町村への配分も予定されているため、委員会を4月に開催して配分額等について諮っていただく予定であり、いずれもこれからの手続となるため、全額を繰越明許費に計上していると説明

に質疑はありませんでした。

以上で、議案第43号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第39号については、新保議員ほか1名から、お手元に配付いたしました修正案が提出されております。

発議者の説明を求めます。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議について、提案理由の説明を行います。

第3条債務負担行為の補正を削除し、第4条地方債の補正を第3条とするものであります。

削除する第3表、債務負担行為補正は、駅北子育て支援複合施設整備事業で、令和5年度から令和9年度まで12億4,200万円かけて整備する予定となっている事業であります。これまで駅北子育て支援複合施設については、様々な意見が出されておりましたが、今年の1月1日午後4時10分頃発生した令和6年能登半島地震の被害の大きさ及び新潟県地震被害想定調査報告書のマグニチュード7.6を想定する上越・糸魚川沖地震での建物被害が約14万棟、死者約3,000人、負傷者約2万人等の人的被害想定等を考えれば、いま一度、糸魚川大火の原点に立ち返って、地元からも要望がある災害対応を基幹とする施設に切り替えたらどうかという考え方から、修正動議として出させてもらったものであります。

新潟県地震被害想定調査報告書で想定されている上越・糸魚川沖地震が起こった場合、糸魚川駅周辺では国道8号を津波が乗り越えて、糸魚川駅から海へ向かう駅前停車場線に押し寄せ、道路の東側・西側の店舗や住宅街にも広く浸透する想定となっております。市内全域を見れば、国道8号や市道・県道の寸断、河川周辺を中心に低地の浸水域が広がり、液状化、土砂崩れ、火災等で甚大な被害が出ること、人口密集地では多くの人的被害も想定されております。それらを踏まえて考えれば、少なくとも小さい子供たちを対象とする施設の設置場所としては、ふさわしくないのではないかと考えます。子供たちにとってより安全な場所を検討するという考え方であり、もちろん想定される地震が起これば、全市的に交通網が遮断され、地域が分断されることとなります。復旧には相当時間がかかることが予想されます。

いま一つは、DBO方式、設計、施工、運営、一括発注方式ですが、これはしないで、設計、施

工、運営をそれぞれ入札で広く募集していくという考え方であります。地元からも要望がある災害対応を基幹とした施設にしたかどうかということで修正動議を提案するものであります。よろしくお願いたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

新保議員にお尋ねいたします。

修正動議についての今の目的を聞きますと、昨日ですかね、新保議員が新聞折り込みで入れた上越・糸魚川沖地震による建物被害想定というのがございます。今ほど述べられたとおり、上越圏域で14万棟、死者3,000人、負傷者2万人等の被害想定があるということを引き合いにされておるんですが、あくまでもそれは、震災がマグニチュード7.6を超えるものを想定されております。これまでの地震災害については、東北であるだとか阪神・淡路であるだとか、いろんな経過を踏まえてきた中で対応してきていることがあります。殊さら、この7.6のことを引き合いにして出す理由が、ちょっとまず分からないということであります。

もう一つは、今の論法でいきますと、今までのキターレであるだとか、市営住宅であるだとか、それももう引き払うような見解も受け取れますし、もっと拡大解釈しますと、沿岸部に住んでおられる方の居住空間として問題があるというふうにも受け止められるんですけども、もうその領域にいくと、もう子育て支援複合施設云々ではなくて、沿岸部にある建物全てに対してどうなのかという投げかけに受け止められるんですけども、そういう見解でよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

県が出しました被害想定、マグニチュード7.6の想定でありますけれども、これは県が専門家に頼んで、最大限これだけの被害が想定されますよということで出されたものであります。海岸部といっても、低いところもあれば一定の高さのあるところもございます。低いところというのは、河川がある地域ですよ、海側の、そういうところが低いところになっております。それは、糸魚川市の防災情報といいますか、昨年全戸配布された冊子の中に、この地域は浸水区域ですよというのが、もう載って、掲載されて、注意を促されておりますので、そちらを見ていただければ、よく分かると思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

県の、危険ですよ、想定してますよというのは、理解しているつもりでございます。

ただ、今回のその動議が、修正動議が、子育て支援施設をそこに造る理由として、この想定を前提としていることからあまりにも飛躍しているのではないかということでございます。その論法でいくのであれば、今あるキターレであるだとか市営住宅も含めて撤収しましょうという話にもなりますし、もっと恐ろしいのは、そこに住んでおられる方の、この動議の提案の仕方が、ちょっとどうなのかというふうに思っております、ちょっと失礼な見解ではないかなというふうに思っております。

逆に言うと、今回の5強の地震については、津波の影響は直接なかったわけでありまして、あくまでもこれは7.6の前提を、もう何ていうか今すぐ対応をするような、そういう見解に受け止められますので、そこはちょっと飛躍し過ぎであるというふうに私は思うんですね。そうではなくて、ほかの理由があって、駅北復興計画について何か問題点等があるのであれば、それはちょっと私も考えようかなと思うんですが、何ていうか、むしろ子育て支援施設を造る上で、垂直避難の施設機能を拡充するであるだとか、また、駅北周辺にそのタワービル等の建設をしていくという、むしろそういうところで費用を、財源を確保していこうという議論であるならまだ分かるんですけども、あまりにも子育て支援施設を否定するための、否定への理由にしか聞こえないもんですから、その辺もう少し明確に教えていただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

小さい子供さんたちの施設を造るには、今想定されている場所は合わないのではないかとことです。例えば津波が押し寄せた場合、想定の大限の、全部が内陸までずっとその波が押ししていくかという、そうじゃないわけですよ。高いところには、そんなに遡るということはそんなにないと。低いところは、ずっとしばらく押ししていくということになります。現在想定されている場所は、津波浸水区域の境目辺りなんです。その建物を造るところの高さと駅前停車場線の、そこから水につかる地域との境目辺りから西側といいますかね、一応その辺のところを、そこに係る部分もあると思いますけれども、井上商会の辺りのレベルに合わせて、恐らく造ると思うんですが、そこに造った場合に、もしこういう災害が大限、マグニチュード7.6の地震が起きて津波が来た場合に、そこだけじゃなくて、周り寸断されますよと、国道8号も止まるし、あちこちで交通止めになりますし、土砂崩れももちろん起こる想定、2023年の市の冊子を見てもらえば、そこにみんな出てますけど、そういうものを前提にして考えなければいけないのではないかと。本当に地震が来るかどうかという確率は、そんな高いもんじゃないと思えます。

しかし、もし来た場合に、あのときこうしておけばよかったでは、人命ですから、小さい子供さんの命がかかっているんじゃないかと思えますから、そのとき反省しても遅いと。やはり安全を、子供の施設の場合は第一に考えて、建設するなら、そういう場所に考えた上で造ったほうがいいのではないかとこの考えであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

やっぱり私、聞くだにも飛躍し過ぎだと思います。今小さなお子様のことを例に挙げましたけども、そこに住んでおられる方、そこにお勤めに来ておられる方も生命大事でございます。いわゆる要支援者という方は、子供に限ったことではございません。そういったところもやっぱり救済するという面では理解いたしますけども、この子育て支援施設の債務負担行為が、もう何か災害対策の何ていうのかな、もう大きな大規模計画の話になっておりますので、これはちょっと私としては飛躍し過ぎで、ちょっと理解ができません。

今回の子育て支援施設については、パブリックコメントでも73件という、これまでにない件数のコメントを頂いております。通常であれば、パブリックコメントというのは、その施設や事業に対して反対者が、意見を寄せるというのが通例でございます。

ただ、今回につきましては、8件明確な反対がありましたけども、そのうちの半分は期待を寄せる声が、要は内容をもっと充実してほしいということがあります。

その一方では、もう少子化であるとか財政面で心配の声もあります。それも事実でございます。

ただ、コメントとパブリックコメントとしては、半分以上のこの期待値があるということも大事なことでありまして、行政側も33件については前向きな検討をしていくということも委員会等で報告されております。だから、まるっきりその考えてる次元のレベルが今違う話をされてると思いますので、私としては、なかなか修正動議にはちょっと理解に苦しむということでございます。もしそれについて見解があれば、述べていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

私は、こういうふうな県の想定といいますか、最大限こういうふうな津波が来て、こうなりますよという、それを考えて、今、子供の施設を、子育て支援施設を整備しようとしている場所、それを考えた場合、もっと安全な場所を今のうちに変えて、そちらのほうを考えたらいいんでないかという、考え方はそういうことです。

地震がいつ来るかどうかというのは、そんなに科学が発達していても、まだそこまでは分からないですよ。二、三年後に来るかも分からんし、20年後に来るかも分からんし、それより先かも分からない。

しかし、この建物は、最低でも30年、40年ぐらいは使うわけですよ。今は長寿命化が国から言われて、それ以上に使えるようにというふうに言われてますよね。そういうときに、果たして、これで大丈夫なんだろうかと。皆さん注意してくださいよというのが、市からもお知らせで出されているというふうに理解しておりますので、私は、これからでありますんで、そういう安全というもの第一に、子供さんの場合、第一に考えて取り組んだらいいんでないかというのが考え方あります。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいま保坂議員からの新保議員の発議に対する質問の中で、パブリックコメントの期待値が半分以上というふうに言われましたけど、どういうカウントの取り方なのか、その論拠を明確にしてほしいと思うんですよ。今までの中においては、パブリックコメントは大変厳しい意見が過半数であった。両方とも過半数じゃあどうしようもないじゃないですか。半分以上あったという、その論拠を明確にしてほしいと思いますよ。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前11時48分 休憩〉

〈午前11時48分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま古畑議員からご質問がございました。これについて論拠を示してほしいということでございますので、保坂 悟議員、申し訳ありませんが、こちらのほうに来ていただいて、答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

今、古畑議員のご指摘でございますが、私の根拠は、総務文教常任委員会の令和5年3月8日のパブリックコメントの回答という資料がございます。これを読んでいきますと、73件の項目を細かく記載されておりまして、なから施設についての追加要望とか期待値というものが、やっぱり半分ぐらい読み取れますので、それは、もしかしたら古畑議員の読み取り方と私の読み取り方の違いなのかもしれませんが、こういうことを加えてくれ、こういうふうに変えてくれという、何ていう、具体的なソフトメニューのところでの項目が半分、私はあるというふうに読み取ったものですから、そういった発言をさせていただきました。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

パブリックコメントの集約の仕方、だからきっちり集約すべきだと私は言ったんですけどね。基本的に行政基準でA、B、C、Dの分け方にしました。

ただ、そういうものも必要ですが、今じゃないと言うと、必要だというふうな意見だけ取ってけば、期待値だとかそっちのほう膨らむ結果になります。今は慎重にやるべきだとか何とかというほうを趣にすると反対意見のほうが多くなっていきます。だからね、パブリックコメントの結果をやっぱり、それをもって期待値が半分以上あるというものは、私はやっぱり分析の仕方としてはなじまない。全体につきましては、70%ぐらいがやっぱり厳しい意見があったんじゃないかなと、私はそう思います。これは、私の受け取り方というんらしょうがないですけど、パブリックコメントを今まで委員会等で分析した結果、非常に厳しいものがそこにはあった。その厳しい声をむげにして、やっぱり行政計画を進めるのかというものが今までの論点でしたので、そこを覆すような分析結果を出されると、もう非常にこちらとしても困惑するものでありますので、データ等の集約、また発表、発議に対する反対意見の論拠とするのは、ちょっとどうかなと私は思いました。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時52分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

これより議案第39号及び修正案に対する討論並びに議案第43号の討論を一括で行います。
討論の通告がありますので、発言を許します。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

田原 実です。

議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）、債務負担行為の補正について、反対の立場で討論いたします。

糸魚川市大町区地内で計画している施設建設は、大火からの復興まちづくり、にぎわいづくりと被災者住民の生活再建を目的に、これまで多くの時間と労力をかけてまいりました。施設の整備事業を進めることは、市民はもちろん、市長、行政の願いであり、駅北の復興を象徴する事業、糸魚川の未来へとつながる事業であることは言うまでもありません。

一方、1月1日の能登半島地震で、津波が10分以内に押し寄せたことから、家屋と人口が集中し、高齢者が多い沿岸地域の垂直避難が課題となり、地元地区からは、施設に避難ビルの機能を加えてほしいとの強い要望が出されています。計画案に検討を加え、住民に示し、大火からの復興への国の支援スキームとは別立てとしても、市長、行政の役割と責任で早急に進めていかなければなりません。今後、近隣地区住民、区長との打合せが必要です。

議案では、債務負担行為によって限度額12億4,200万円、その内訳は、設計委託料8,000万円、工事管理費3,200万円、施設整備工事11億3,000万円、設計、建設、運営一体のDBO方式として進めようとしています。国からの支援を受ける期限があることから、スケジュールありきの議会への対応、市民への対応となり、その結果、事業への理解が進まず、パブリックコメントでも、建設には慎重であるべきとの意見が多く、市民から寄せられました。

そのようなことから、以下、議案第39号への反対理由を具体的に述べます。

これまで米田市長は、被災者住民の声を計画に反映してきたと議会へ説明してきました。ただ、地元大町区のアンケートで、住民が望むもので第1位となったミニコンビニの誘致については、市長は何かと理由をつけて、それを阻んでいます。買物に窮する者のことを考えているのでしょうかとの地域住民の声があります。

この施設は、当初、にぎわいの拠点と説明されていたものが、なぜか子育て施設へと変更されたが、子育て施設が必要となる根拠が数字で示されているのか。市長は子育て子育てと言うが、その肝心な子育てをノウハウがないという理由で、最初から外部委託していこうとしている。子供が真ん中のまちづくり、みんなで子育てと言いながら、地域住民がどこまで関われるのかは不明だ。市職員が自ら汗をかき、知恵を出し、子育て支援をしていこうという感じがしない。結局は、箱物を造るための説明が、繰り返されるだけではないか。そのようなことしかできないなら、無理して施設を造らないでほしいとの声すらあります。

市は、公民連携の手法として、DBO方式を採用するとしています。残念ながら市民の理解には至っていません。この状況をそのままに、DBO方式を進めたところで、市長への不信感は増すばかりです。幾ら会議を重ねても、そこに関わるもの、関わろうとするもの同士の話し合いやコミュニケーションがないなら、建設推進においては致命的なことであると私は思います。そのことを、私はこれまで市民との会話の中で感じ、議会の中で申し上げてきたつもりです。

また、糸魚川らしい子育て、ユニークなアイデアでの施設運営のための外部委託、DBO方式と、担当課より答弁を頂いています。これに関しては、設計のプロポーザルの際に、子育ての優れたアイデア等を組み入れた提案をもらうことで、参加業者の知恵を広く集めることができます。そこは、

糸魚川市行政の創意工夫次第です。他市では、知恵を絞っています。なので、必ずしもDBO方式とする必要はありません。

次に、基本計画案並びに募集要項と要求水準、事業の進め方への疑問を申し上げ、反対の理由とします。

L型の変形敷地いっぱいの建物の配置は工事に支障があるのではないかと問えば、DBOの中で検討し、変更すると言ひ、また、キターレのときのように設計変更して工事費の調整をするのではないかと問えば、DBOの中で要求水準に合わせていくという。それで、まともな計画をつくったと言えるのでしょうか。よりよい施設建設のためのDBOと言って認めさせ、その後は、行政の都合、市長の考えでどのようにでも変更できるという進め方には反対だという市民の声を聞いています。議会や市民からの意見やアイデアが反映されず、建設され、運営されていくリスクがDBOにはあると私は考えます。

それでも、市がDBOとする理由は、国からの補助金を受ける対応のみと理解しています。令和9年度中の完成のスケジュールは延ばせない。延ばすということは、事業をやらないということとイコールだ。そのために、債務負担行為の議案承認を急いでほしい。そうでないと、今後、国からの補助金を受けることについて影響が出ると、担当課の説明がありました。本末転倒、しかも非常にバイアスのかかる、議会を追い込む説明と私は受け止めました。

しかし、そのような進め方で、本当にいいのでしょうか。立ち止まって、よく考え、判断すべきです。

この後、たとえ債務負担行為が賛成多数で決定しても、DBOで進めることが市民にとって有益ですと、私は市民に説明できません。議員各位はいかがですか。私は、そのような外部委託ありきの、スケジュールありきの、補助金対応ありきの事業の進め方を議会が認めたことが、先々まで問題となっていくことを懸念します。さらなる議論と、市民との合意形成のための機会と、時間が必要です。計画を延期して、見直すべきです。もしそれで復興関連の補助金が受けられないなら、それを諦めてでも計画を修正し、よりよい新しい計画をつくる中で、本当に必要な補助金を獲得してはいかがですか。

先日の新潟日報に、燕市、全天候型子供遊戯施設が着工し、令和6年度末のオープン予定との記事がありました。この施設は、敷地面積が1万316平方メートルと糸魚川の計画よりもかなり広いですが、施設の延べ床面積が1,485平米とややコンパクトです。構造は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階建て。建物本体工事費約16億円。設計はプロポーザル方式で3,300万円、パースと動画作成込み。工事管理費は2,300万円です。また、特殊な遊具等が3,000万円という計画で、糸魚川の計画の参考となります。財源としては、デジタル田園都市国家構想交付金で5億7,000万円を調達し、後はふるさと納税で全額を賄うということで、着工後もほかの補助金がついてくる可能性があるかと聞いています。よい内容の計画には、国も乗っかってくるという事例です。

燕市のホームページによれば、施設の外観は、窓から内部で遊ぶ子供の姿が見え、施設を訪れる人がわくわくするようなデザインとのこと。私もパースや動画を見ましたが、完成すれば話題を呼び、近郊から訪れる親子もいるであろう斬新な設計です。この燕市の遊戯施設を見てから、糸魚川市駅北子育て支援複合施設の設計プロポーザルに取りかかってもよいのではないですか。今急

いでDBOを進めて、後から被災者住民や市民が、ああ、こうなったんだと後悔することがないよう、今は計画を延期して、内容の充実と被災者住民、市民との合意形成を進めましょう。それが、未来の子供たちのためだと私は考えます。

以上の理由をもって、議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）、債務負担行為に反対します。

○議長（松尾徹郎君）

次に、利根川 正議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

利根川議員。〔1番 利根川 正君登壇〕

○1番（利根川 正君）

みらい創造クラブ、利根川 正です。

議案第39号、一般会計補正予算（第9号）、債務負担行為補正で、賛成の立場で討論いたします。

駅北子育て支援複合施設整備事業で、駅北大火からの復興からまちづくりで、今回、遊びと学びの交流のまちなか拠点を打ち出してもらいました。

実際、保育園の先生、親御さんからも、雨のとき、雪のときなど、子供の遊び場がないという声が上がっています。入善のわくわくドームや道の駅「KOKOくろべ」や上越のオーレンプラザなどに遊びに行っている現状です。

市は、昨年度も数回にわたり実施した子供たちの遊び場を各地で実施されました。その実績からも、4日間を通し、319人、120組の来場がありました。また、月曜、火曜日の平日の実施も16組36人ずつの利用で、かえって土・日が混雑するため、平日に利用したいという方もいました。

子供の成長で、3歳までの期間がとても大切です。いろいろな体験をさせたり、ほかの友達と触れ合いながら遊ぶことが成長においても大切です。

今回、複合施設として、子供が遊んで学び、子育て世帯をはじめ、多世代交流できる場所として、居場所づくりを目的として安全で快適、市民へのサービスの提供することです。施設機能として、2階に子育て支援センター、一時預かり保育、屋内遊戯場、そして1階には、図書3,000冊、新聞・雑誌、高校生が今までキターレで勉強していましたが、学習できるスペースと、ほかにはイベント、ギャラリー、会議室、食事のスペースなどを設置も考えておられます。

また、津波を含めた災害時、一時避難所も計画されており、災害に強いまち、にぎわいのあるまち、住み続けるまちを目指して進めるべきです。

最後に、今回、DBO方式の考えですが、やはり一番大切なのが、運営事業者です。10年、どのように運営するのかそこをしっかりと選定していただきたいと強く要望しますし、運営事業者が子供を育てるのです。熱意を持った事業者にぜひお願いしたいと思います。

今回、債務負担行為は、当年度の予算に事業の総額はそのまま計上されるものではなく、DBO方式で進めるということであれば、業者募集ということで、事業者着手になります。予算は必要ないですが、予算の裏づけが必要になります。債務負担行為を上げているのであり、今後も選定委員

会を設けていますし、その後、令和7年12月には設計の契約締結の議案提出、令和8年6月には建設の契約決定するものと考えており、いずれも議会議決が必要になる議案と考えます。市民と一体となって、行政もこの拠点を生かすように本気になって取り組んでいてもらいたいと強く要望して、私の賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一です。

議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）に対し出された修正動議に賛成の討論を行います。

議案第39号は、社会福祉施設や医療機関への物価高騰対策、あるいは稲作畜産支援など、それらの事業への支援などもあり、これらに関する補正予算には、ぜひ進めて取り組んでいきたいと思っているところでもありますけれども、この本補正予算には、（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業の債務負担行為補正12億4,200万円も追加で計上されており、この点に納得のいかないものであるものです。

修正動議は、この補正予算から、駅北子育て支援複合施設整備事業を削除し、補正予算を通すため、駅北子育て支援複合施設と別に審議採決したいということでもあります。駅北子育て支援複合施設整備事業については、所管の委員会でも、これまで長時間の審議を重ねてきているところではありますが、いまだに課題解決に至っていない案件でもあります。有利な補助がつくとはいえ、約12億円の債務負担行為の補正を行うのは納得のいかないところでもあります。さらにDBO方式では、施設整備後、年5,000万円の運営費が予定されていて、この点についても疑問の声が市民から寄せられているところでございます。

そもそも大火後、にぎわいの創出の拠点施設として始まった事業でありますけれども、これまで復興市営住宅に約5億9,000万円、にぎわい創出広場キターレに約3億9,000万円をかけてきていますが、にぎわいの創出につながっていると言えるのでしょうか。ここへ、さらに約12億円の債務負担行為、子育て支援複合施設整備事業は、その対価に見合う創出が期待できるか疑問なところでもあります。

能登半島地震が今年1月発災し、震度7クラス、あるいはそれに伴う大津波の発生も現実味を帯びてきたところでもあります。建設予定地は、およそ海拔5メートル前後、浸水想定されるとともに、液状化の危険度もまだ精査しなければならないところではないでしょうか。そのような地に子供を集める施設は適切か、そういった検証も必要ではないでしょうか。

さらに整備が進んでいったとき、多額な建設費、事業費が求められることになるのではないのでしょうか。子育て支援に予算は重要なことであると考えておりますけれども、子供たちにはもっと安心して伸び伸びと過ごせる、既存の施設も含めて別な場所に対する検討も必要ではないかと考えます。

また、広い地域に中心地とはいえ、多額な予算に地域の偏ったアンバランスな施設整備と指摘する声も市民から聞こえるところでもあります。給食費など子育てに係る負担軽減を先に優先してほしい。あるいは福祉避難所や要支援者の整備など、整備を早く求める声も聞かれるところでもあります。

以上により、駅北子育て支援複合施設整備事業の債務負担行為には慎重を求め、議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）から、債務負担行為に係る部分を削除し、審議、採決する修正動議に賛成をするものであります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）について、賛成討論を行います。

本議案の大きなポイントは、第3条債務負担行為の補正として、第3表にある駅北子育て支援複合施設整備事業を令和5年度から令和9年度までの期間とし、限度額を12億4,200万円とするものです。限度額の財源内訳は、特定財源では、国庫支出金6億2,100万円、地方債5億5,890万円、一般財源では6,210万円となっております。また、事業の取組方法として、DBO方式で行うというものであります。

この事業は、駅北大火後の駅北復興まちづくり会議から始まり、多くの市民関わった駅北まちづくり会議（推進会議と実践会議）を行い、その結論として駅北まちづくり戦略にまとめられたことによります。

市議会においても、駅北復興まちづくり調査特別委員会で調査を行い、その結審として、今後、整備予定のにぎわい拠点については、子育て支援機能を有した施設となるが、計画段階において、利用者である若者は無論、地元住民と関係団体に十分説明し、理解と連携を図っていただきたいとあり、この結審を根拠に、改選後の建設産業常任委員会と計画案をたたき台として認めた昨年予算委員会と、あと総務文教常任委員会において、約3年間という十分な時間をかけて意見を交わしてまいりました事業であります。

ただ、議論につきましても、施設整備の賛否についての比重が高く、行政が提出した資料自体についての議論の時間が少なかつた印象が強くあります。

去る令和6年3月4日の総務文教常任委員会で、この議案39号は2対3で否決されましたが、その主な反対理由が、建設費と運営費が高い、子供の数が少ない、新しい箱物は要らない、将来の子供たちの負担となる、平日の利用者がいない、既存の施設を利用すればよいといった意見でありました。また、白紙撤回や延期を求めるという意見もございました。

しかしながら、私からすると、この屋内遊戯施設については、昨日今日の提案ではなく、市内の出生数が344人いた平成21年度から子供の屋内遊戯場の設置を提案しており、行政も一定のニーズがあることを認めて、代替案として休日保育園で遊戯室を開放する、わんぱくホリデーを平成22年度に中央保育園で実施しているくらいであります。

ただ、当時の遊戯室には管理人のみで、遊びのアドバイザーや子育てのお悩み相談や子供の発達

相談等を受ける専門家はおりませんでした。その後、糸魚川駅構内にあるジオパルをわんぱくホリデーの施設と位置づけて、移行しております。

したがって、この頃から現在に至るまでに、子供や孫の面倒を見ている方たちにとっては、屋内遊戯施設のニーズが脈々と継続的にあるということでもあります。

ちなみに、糸魚川市の平成22年3月の次世代育成支援後期行動計画には、先ほどのわんぱくホリデーを3か所設置する目標を立てておりますし、また、令和2年3月に、子ども・子育て支援事業計画では、屋内遊戯施設を1か所設置する目標を立てております。

したがって、屋内遊戯施設の設置については、子育て支援センターを移動することの以前からの計画であったことを確認しておきたいと思います。

また、駅北大火の復興計画を検討する中において、子育て支援機能をにぎわいの拠点に盛り込むことは、市民会議の中で盛り込まれたもので、この原点を無視してはいけないと思います。

さらに駅北エリアは、立地適正化計画の居住誘導区域と都市機能誘導区域であることから、男女共同参画やSDGsの理念とともに、新しい働き方としてテレワークやサテライトオフィスの動きが大きく動いていることから、分散型施設の横展開ができる環境にしていくためにも、このにぎわいの拠点として、駅北子育て支援複合施設の役割は大きいと考えます。議会や市民の中に、施設への高額な投資を心配する意見や考え、津波被害を心配する意見もありますが、まずは糸魚川市の立地と今の子供たちの環境整備を最優先していただき、子供や孫と関わりを持つ市民の声やニーズを一番に尊重していただきたいと思います。

さらに10年後、20年後の将来を見据えて必要な箱物は、お金をかけても造るべきと考えます。そして結果的に、効率的な持続可能なまちづくりにつながるために、箱物の中身となる運営スタッフやソフトメニューが一番大切になります。その中身については、まずはDBO方式により、全国にある子育て支援施設の最新情報や様々な施設の成果等を踏まえたアイデアの提供を受けるためと考えておりますので、この債務負担行為の補正に賛成するものであります。

糸魚川市の子供たちの成長と、保護者が安心して子育てできる環境づくりとなるこの重要な事業に賛成するものであります。

このほかに補正された事業では、3款民生費の社会福祉施設物価高騰対策事業1,760万円、老人保護措置費の712万円、民営保育所物価高騰対策事業120万円、4款衛生費の医療機関物価高騰対策事業500万円、6款畜産振興事業260万円等の各支援については、タイムリーな対応であると評価をしております。

以上で、私の賛成討論とさせていただきます。

なお、先ほどの修正動議については、質問させていただきましたが、趣旨が駅北子育て支援複合施設のみにとどまらない大きな災害対策の話であり、子ども・子育て支援事業計画や駅北まちづくり戦略と次元の異なるものと考えますので、この修正動議については、反対するものであります。

議員各位におかれましては、この補正予算にご理解とご賛同いただけますよう、心からお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議に対する賛成者の立場での討論を行わせていただきます。

今回、補正予算に盛り込まれた債務負担行為は、子育て支援複合施設の建設費とDBO方式による設計から建設、維持、運営までを民間企業に一括での委託を認めるものであります。

賛成する意見の一つとして、とりあえず予算を認め、DBO方式でどのようなプランが提出されるのかを見て、その是非を決めたいとする考えがあるようですが、これまで示されてきました建設案を見れば、ほぼ基本案が変わることはありません。ビルの解体や用地整備を含む15億円もの建設費はもとより、年間5,000万円もの維持費がかかり、市の財政を圧迫していくことが懸念されます。私は、子育て支援センター付シングルマザーやファミリー向け集合住宅を提案し、商店街の活性化、大町区の人口増をするべきとの提案をいたしました。受け入れられることはありませんでした。

本事業の意義であります子育て支援は、史上空前の少子化、ますます拍車のかかる高齢化と人口減、定着できない若者、子育てに親の介護など、夫婦共働き世帯の負担増大、懸念される生産人口の半減、それに伴う働き手不足、止まらない物価高騰に悩む中での社会保障費の負担の増大、公共交通、公共サービスの低下、立ち行かない高齢者、障害者福祉事業など、現状にあえぎ、将来に不安を抱える市民を前に、もっとやるべきこと、優先すべきことが山積みであります。子育て支援センターに反対するものではありませんが、必要なら空き教室をはじめ様々な公共施設など、使える場所はほかにたくさんあるのではないのでしょうか。空いてる施設の有効利用を図るべきであります。

また、有利な補助金があると強調しますが、それでも費用負担は重くのしかかってきます。さらに5,000万円という維持管理費が毎年必要となりますが、5,000万円では不足という意見もあり、年間維持費の増大や品確法の解釈によれば、工事資機材、人件費の高騰など、事業費がさらに膨れ上がることも懸念されます。さらに、隣接するビルを解体し、駐車場にすると案も聞かれます。3億から5億円程度だった事業費が、10億、12億円と膨れ上がり、昨年、パブリックコメントのときには15億円となり、予定面積も2倍に膨れ上がっております。公共事業の特徴としては、当初予算を上回ることが予想され、最終的には、一体幾らになるのでしょうか。ぞっとするものであります。

また、長年検討されてきたとおっしゃいますが、施設の概要、具体的数字が公表されてからわずか1年じゃないですか。おまけに、建設費も敷地面積も当初予定の2倍から3倍に増大している。詳細をお聞きしてもDBO方式という業者丸投げ方式で、業者が決定しなければ答えられないと言いき、業者決定後は全てお任せで、議会は口を出せない状況となります。これでやるという米田市長、それに賛成する議員、実際における行政・議会の役割を何と心得ているんですか。

パブリックコメントをはじめ、多くの市民が反対、疑問の声が寄せられております。議会が、もっと真摯に市民の声に耳を傾けるべきではありませんか。凝りもせず、箱物建設、維持費の負担など、負の遺産を後世に残すのではなく、同じ税金を使うなら、未満児保育や給食費の無償化、休日

夜間保育の充実などを図り、物心両面での支援を優先的に考えるべきです。もはや討論の場で何を言っても、各クラブ、各議員におかれましては、既に賛否の意思が決定していることと思いますが、与党だとか市長派だとかの立場でものを考えず、一議員として、是々非々の立場で判断することを願うものであります。

以上により、議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議を賛成の立場での賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

こんにちは、田原洋子です。

議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）について、債務負担行為、駅北子育て支援複合施設整備事業について、賛成の立場で討論します。

まず、子育て支援について、糸魚川市が現在抱えている問題を解決するためには、様々な要素が関わっていることを理解しなければなりません。

一つ目には、やまのい保育園内にある発達支援センターめだか園が、相談者の増加により手狭になっている問題がございます。これは、相談窓口が広く設置されていることで、どんなに小さな相談も受け入れる体制ができていたという糸魚川市の方針です。

この発達支援センターめだか園に隣接している糸魚川子育て支援センターを移転することについて、令和4年9月定例会で井川副市長は、めだか園については、狭い状況がずっと続いているので、そこをまず早急に解消したい。一時的でもいいから、子育て支援センターをどこかに仮移転して、早急な施設設備につなげていきたいという趣旨の答弁をしています。

発達支援センターめだか園のスペースを広げる必要があることは、5歳児発達相談の希望者数が年々増加しており、令和3年度では24.8%、つまり4人に1人が相談したいというデータからも明確です。発達支援センターめだか園の相談スペースが限られていることで、相談したい日に予約が取れないのは不安を抱えたまま相談を先延ばしにすることになり、相談したい日ではなく、相談できる日に合わせて仕事を休まなければいけないのは、保護者の働き方にも影響を及ぼします。

次に、子供が少ないから、屋内遊戯施設は要らないという簡単な問題ではありません。確かに、糸魚川市では、子供の数が減少しています。しかし、子供が少ないからこそ、周りに同じ年齢の子供がおらず、子育てを同じ立場で話せる親同士の交流ができず、発育に心配がないのか、自分の子育てが間違っているのではないかと悩んだときに、気軽に話せることができないという状況があることを忘れてはいけません。

次に、屋内遊戯施設は、天気の良い日だけで、天気のよい日は外で遊ばせばいい。これは私も、天気がよければ外で元気に遊んでほしいとは思っています。また、相談窓口があるのだから、そこに相談すればいいというのも短絡的な考えではないでしょうか。

令和4年5月13日の総務文教常任委員会、東野委員長、横山副委員長、宮島委員、和泉委員、

保坂委員、古畑委員と、私も含め傍聴議員が現地視察として、上越市のオーレンプラザ子どもセンターに行った際に、運営者の方からの説明で、遊んでいる様子を観察していて、こちらから見て、気になる方には声がけをして、必要な支援があれば、相談窓口につなげているという説明を聞き逃したり、理解していない議員はいないと思われまます。屋内遊戯場は、ただ単に遊ぶ場所ではなく、遊びを通じて支援が必要な人をいち早く気づき、支援につなげるための施設でもあります。また、広いスペースは、発達段階に応じてゾーン分けをする必要があり、トイレの便座の高さや大きさも発達に応じて違うものが必要だということを見学してきたではありませんか。

相談窓口に来る、相談の電話をする方は自ら支援につなげることができますが、子育てに不安がある、発育に心配があるにもかかわらず、相談する方法が分からない、相談することにハードルを感じる保護者を放置して、相談に来ることを待っている糸魚川市でいいのでしょうか。

また、天気が悪いというのは、冬だけではなくありません。ここ数年の猛暑では、熱中症だけではなく、屋外の遊具は熱を帯び、小さな子供ではやけどにつながる危険性があることも、屋内遊戯施設が必要な理由ではないでしょうか。

そして、駅北が候補地となっているのは、駅北大火からの復興まちづくり計画の一つとして、にぎわいの創出だけではなく、復興まちづくりに都市機能誘導施設と子育て支援機能があることで、立地適正化計画に総合することで、国からの助成金が50%受けられる立地という理由があります。この助成金は、給食無償化や保育料の無償化に転用できるものではありません。

また、運営費5,000万円のうち約1,000万円は、現在、既にある子育て支援センターが移転するものであり、新たに一時保育が加わるものであります。

駅北大火の後、令和元年5月に設置された糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員会は、令和2年12月に結審報告を行い、その中に、今後整備予定のにぎわいの拠点施設については、子育て支援機能を有した施設としているが、計画段階において、利用者である子育て世代、地元住民と関係団体に十分説明と連携を図ることとあります。この内容は、令和3年1月25日発行の議会だよりにも掲載されているため、多くの市民は、駅北に子育て支援施設ができると認識しています。

さらに、令和29年に子ども・子育て支援事業計画の見直しのために、小学生以下の子供がいる全世帯に対するアンケートでは、施設整備に関する自由記述欄で、屋内遊戯施設が欲しいが、約100件と一番多かったこと。平成30年に行ったにぎわい創出アンケートでは、公立保育園、私立幼稚園の保護者と支援センターの利用者、小学校2校の保護者約200人を対象としたアンケートでは、約55%が雨の日でも遊べる場所が欲しいと回答していることは無視できない市民の声です。パブリックコメントの意見73件のうち、A、意見を計画に反映、または一部を反映することとしたものは10件、B、既に計画に記述済みのものは、織り込み済みのもの22件と、約半数の32件が前向きな意見であり、C、計画には、修正または記述しないが、今後、実施または検討課題とする33件の中には、施設機能の充実と追加7件、運営と体制の要望5件、子育て支援に特化した施設整備の希望3件と、よりよい施設にしてほしいという意見は、合わせて15件あり、施設整備への懸念と反対の4件を大きく上回っています。また、Dの今回の計画には反映しないこととするものの中にある反対意見を足しても、施設に対する要望の意見数を下回っており、パブリックコメントで反対が圧倒的に多いとは言えません。もちろん、整備費及び運営費の懸念に対する5件は、検討課題から外すわけにはいきません。

これから糸魚川市を担っていく子育て世代が長年欲しいと望んでいて、早く遊ばせたいと建設を待っている屋内遊戯施設と新たに一時預かり保育機能を有する施設に対して反対、計画を中止、先延ばしするようでは、糸魚川市に、夢も希望もなくなってしまいます。今いる子供たちのためだけではなく、将来の糸魚川市を担う子供たちに対しての予算を反対する理由はどこにもありません。

議員の皆様におかれましては、駅北子育て支援複合施設整備事業は、糸魚川市の子育て環境向上に必要な不可欠な施設だということをご理解いただきたいと思います。

以上で、修正動議には反対し、債務負担行為に対して賛成する私の意見を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔8番 渡辺栄一君登壇〕

○8番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場で討論します。

糸魚川市は、（仮称）駅北子育て支援複合施設整備事業費として、令和5年度から令和9年度までに行う設計委託料、工事管理費及び施設整備工事費の限度額、合計12億4,200万円の債務負担行為を設定して、補正予算で計上しました。同補正予算には、市民の暮らしに関わる大切な予算がほかに盛り込まれていることから、同複合施設整備事業の債務負担行為の補正を除いた提出議案については賛成いたします。

地方自治体の様子や勢いは、人の数であると思います。3月現在の糸魚川市の人口は3万8,655人ですが、整備スケジュール（案）から、供用開始とされる4年後の令和10年3月は、どのようになっているか想像してみてください。恐らく人口3万4,000人台、出生数は100人前後になると推測し、その後も人口減少、少子高齢化が続きます。多額の予算を伴う施策は、情勢を分析しながら未来を予測して計画を立てて推進していくべきです。今となつてはのこととなりますが、米田市長が3期目までにアクションを起こしていなければならない事案だったと思います。タイミングを逸してしまった政策と言わざるを得ません。

補助金ありきで造った箱物施設は、利用頻度より大型化になる傾向が強く、ほかに潰しが利かないものになります。このことは、権現荘やキターレ、ほかの公共施設の現状を見ても明らかです。債務負担行為を設定したところで、今後の金利上昇、資材費高騰や人件費アップ等の理由で事業費が加算されていくリスクがあり、同様に、年間の維持管理費用も約5,000万円で済むとは思えないことから、今ある既存施設を活用することで十分と考えます。パブリックコメントも、市民から寄せられた反対意見はスルーされています。私は、明らかに利用者が減っていく、負担だけが毎年加わる施設にとって、先行投資をしていくことに限界があることや、立地予定場所も海拔4.8メートルと低く、近年の地震規模が甚大で、想定外の被害が出ている現実と、さらに津波の危険性も高いことから、賛成はできません。

平成28年に策定、令和3年に改定された糸魚川市公共施設等総合管理指針には、市民1人当た

りの総延べ床面積は7.43平方メートルで、同規模市町村の平均と比べ、市が保有する施設面積は過大と言えると記載があります。また、現有の施設を全て同規模で更新した場合、今後40年間で、年平均で30億9,000万円の膨大な費用が必要で、人口減少が進み、市民1人当たりの負担はさらに大きくなると予想されるとあります。この箱物施設を推進される方、これはよいことだと賛成する方の意識の中に、失礼ながら、どうせ自分のお金ではないという本音がないことを願っています。なぜなら、このような財政支出は、一般企業や家計ではあり得ないことだからです。

例え話ですが、本店の営業もうまくいっていないお店が、集客見込みの立たない場所に借金をして、支店を建てる計画が出されたとき、店舗が増えてめでたい、結構なことだと賛成する関係者はいません。第一、金融機関はお金を貸してくれません。建設予算は、確かに自分のお金ではないけれど、市民のお金、市民から頂いた大切な税金なのです。もっと喫緊の課題、すなわち、町おこしのための起業や専門学校、移住者の誘致等、あまり進展が見られません。また、市民の命を守る災害用の備蓄、インフラの整備、補修に使われるべき予算が、こうした箱物施設の維持管理費、負債返済に持っていかれ、財政が硬直化して、十分な対策ができなくなることを憂慮いたします。

令和3年4月に、糸魚川市議会が改選されて3年が経過しようとしています。松尾議長の就任挨拶に、時代の変革とともに、議会に対する様々なご意見があることに気づかされる選挙結果であったという文言があるように、今まで以上に、議会はチェック機能を発揮しなければなりません。顔ぶれが変わっただけでは意味がありません。大変結構ですなどと、思考停止の発言をしたりせず、今こそチェック機能を発揮して、議会の責任を果たそうではありませんか。にぎわいの効果が期待できず、財政負担のみ重なる先細りの箱物建設に対しては、渡辺栄一は、議員として責務を果たすべく反対したことを、この場の方々も、市民の皆様も、ぜひ記憶にとどめていただきたいと思います。討論を終了させていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

次に、伊藤 麗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。〔6番 伊藤 麗君登壇〕

○6番（伊藤 麗君）

伊藤 麗です。

議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場で討論いたします。

教育関係の（仮称）駅北子育て支援複合施設に関わる債務負担行為補正12億4,200万円については、これからDBO方式で業者の募集をするために、予算的な根拠、裏づけが必要であり、そのためのものと行政から説明を受けており、まず、その点において理解をしたことが賛成の理由であります。

同施設の建設予定地は、近隣にバックオフィス業務を担う行政支援型テレワークオフィス *thread*、この *thread* があることが、糸魚川への進出につながった株式会社DONUTSのオフィスがございます。

施設内には、一時預かり、子供向けの学習スペース、室内遊戯スペースが備わる予定で、これに

より子育てに関する情報がある程度集約され、保護者の負担が軽減されることで、糸魚川市全体の子育て世帯、また、この地域で働く人の子育てを円滑に進める効果が期待されます。また、地域交流の拠点としての機能も備えると、ここまで行政は重ねて説明してまいりました。

子供が減っているからこそ、糸魚川市全体の学校などの公の施設の機能の複合化・集約化と併せて、不足している専門的な知識を持つ人的なリソースも集約し、教育、子育ての質を高めることが、当市の喫緊の課題です。全世代で、子供や子育てを支えるという国の方向性の中で、この施設が、将来的に糸魚川の子供、若者の負担になるという心配には当たらないと私は考えます。

以上のように、糸魚川市における人口推計から、子育て支援複合施設の建設は、子育てをする方々の利便性向上だけではなく、地域全体の発展や経済の活性化にもつながるという優位性について、糸魚川の未来を見据えた視点から、引き続き議論・検討を続けてまいりましょう。

以上をもちまして、私、伊藤 麗は、本補正予算案に賛成、修正動議に対しては反対をいたしまして、ほかの議員の皆様におかれましても、ご賛同いただきたくお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）に対する新保議員ほか、1名から提出された修正案についてを採決いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

記名投票にて、お願いします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいま古畑議員から記名投票という要求がございました。

会議規則第71条の規定により、2人以上を必要といたします。

賛成の議員はおられますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

所定の賛成者がおられますので、本修正案は、記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

暫時休憩いたします。

〈午後2時00分 休憩〉

〈午後2時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

いま一度、申し上げます。

所定の賛成者がおられますので、本修正案は、記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員数は、表決権を持たない議長を除きますので、17人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本修正案に賛成の議員は「白票」を、反対の議員は「青票」を点呼に応じて、順次、投票願います。

繰り返します。

本修正案に賛成の議員は「白い票」を、反対の議員は「青い票」を点呼に応じて、順次、投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、利根川 正議員、2番、阿部裕和議員、3番、横山人美議員、4番、新保峰孝議員、6番、伊藤 麗議員、7番、田原洋子議員、8番、渡辺栄一議員、9番、加藤康太郎議員、10番、東野 恭行議員、11番、保坂 悟議員、12番、田中立一議員、13番、和泉克彦議員、14番、宮島 宏議員、15番、中村 実議員、16番、近藤新二議員、17番、古畑浩一議員、18番、田原 実議員、以上であります。

〔投票〕

○議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松尾徹郎君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、利根川 正議員、8番、渡辺栄一議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

〔1番、利根川 正議員、8番、渡辺栄一議員 立会い〕

○議長（松尾徹郎君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

投票総数17票、無効投票ゼロ票。

そのうち、白票6票、青票11票。

以上のとおり、賛成少数であります。

よって、本修正案は否決することに決しました。

投票用紙回収のため、暫時休憩いたします。

〈午後2時09分 休憩〉

〈午後2時10分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第39号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）、原案についてを採決いたします。

原案に対する総務文教常任委員会の委員長報告は否決、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会の委員長報告は可決であります。

原案に対する採決は、起立により行います。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を25分といたします。

〈午後2時12分 休憩〉

〈午後2時25分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7．議案第4号から同第14号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第4号から同第14号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、予算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

古畑浩一予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、これより予算審査特別委員会の委員長報告を行います。

去る2月19日の本会議において、当特別委員会に付託となりました案件は、議案第4号、令和6年度糸魚川市一般会計予算、議案第5号から同第10号までの令和6年度特別会計予算6件、議案11号から同第14号の令和6年度企業会計予算4件の計11件であります。

去る3月7日、8日、11日、12日の4日間で審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

今回の予算審査特別委員会におきましては、3月7日の委員会冒頭に、同日、朝刊が報じた、米田市長の議会に「変なのがいる」の発言を受け、委員より、行政との信頼関係が損なわれたままで予算審査には入れないと、その真意が問われました。

市長より、市内企業の訪問を受けた際に、雑談の中で、品質確保法の理解に対し、いろんな考え方の議員がいる。適切な経費であるのに、議会に認識がなされていないことがあるという意味での発言だったと説明がありました。

委員より、「変なの」の言葉にいい捉え方はできない。市長という立場で、このことを発することは大きい。議会に変なのがいるとする人物が特定されていない中では、議会全体に悪影響を与えてしまうとの意見がありました。委員会では、審査前に協議がなされ、議会軽視も甚だしいとし、市長の発言に対し、発言の撤回と陳謝、今後の発言への注意が求められました。

市長より、発言の撤回と陳謝、市政への誠心誠意努めることの発言がありました。委員会では、この陳謝と発言の撤回を受け入れ、審査入りすることと決しましたが、今後、市長として軽はずみな発言を厳に慎むよう、意見の集約がなされました。

その後の委員会審査においては、各委員より活発に質疑・意見が出されておりますが、議長を除く議員17名が委員であることから、詳細な報告につきましては、割愛させていただきます。

最後に、4日間にわたる委員会でありましたが、委員各位並びに行政担当者各位より、議事進行にご協力をいただき、熱心な審査の上、審査を終了することができました。副委員長と共に感謝し、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

議案第4号、令和6年度糸魚川市一般会計予算について、反対討論を行います。

2款総務費の個人番号カードは、基本的に国民総背番号制度で問題があると思います。医療だけでなく、様々な個人情報がひもづけされていく危険性がありますし、プライバシー侵害を規制する法律があるようには思えません。

逆に、個人情報を国レベルで活用を考えていると思いますので、個人情報保護の点で疑念を持つものであります。同時に、マイナ保険証でなくても、現行の健康保険証番号で、オンラインでの資格確認が98%以上行われており、何の問題もないと言われております。かえって、マイナ保険証のほうが医療情報が遅くなってしまうので、医師には不便とのことであります。

個人番号カード普及促進事業は、民間に情報提供することと行政の窓口ロストラも狙われており、高齢化が進む本市にとって冷たい窓口になりかねないものであります。マイナ保険証は5年たったら自分で更新しなければならないとのことですが、マイナ保険証にした高齢者の方は大丈夫なのでしょうか。関連した住民票等コンビニ交付事業も便利さはありますが、まだ費用の点や紛失等によ

る被害も想定されることを考えると、同じ仕組みの上に成り立つものであり、賛成できないものがあります。

7款商工費では、依然として市の所有する2つのスキー場に対する抜本的対策が検討されているとは言い難いと考えます。シーサイドバレースキー場管理運営事業に9,086万円、シャルマン火打スキー場管理運営事業に9,250万円、両スキー場合わせて約1億8,000万円計上されております。グリーンメッセ能生管理運営事業の3,700万円を合算すると、約2億2,000万円であります。

今後、地球温暖化がさらに進むにつれて、スキー場は営業期間がさらに短くなることによって経営が一層厳しくなり、指定管理料が引き上げられ、施設の維持管理費がさらに増えていくのは明白であります。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないかと言いつつ続けてきましたが、残念ながら、そのような先を見据えた取組がなされているとは言い難いと考えます。地球温暖化のたがが外れたと言われるような状態にまで温暖化が進んでいますが、抜本的な対策を講じようとする姿勢が見られません。

10款教育費では、中学生海外派遣事業で954万9,000円計上されております。中学生の国際感覚の醸成と学力向上で、30名分とのことであります。国際感覚の醸成と学力向上に努力することには賛成ですが、何で30名なのか。目標を持って一生懸命頑張ることで、英語の学力向上には役立つかもしれませんが、生徒の国際感覚の向上には、別な方法もあるのではないかと。あるいは、スキー場に対する支出を5,000万円海外派遣に回せば、1学年150名の旅費が確保できますが、本気で中学生の国際感覚向上に海外派遣が必要だということであれば、1学年全員の海外派遣も考えられるのではないかと。私がそう考えているということではありませんが、どうしても必要だということであれば、別のやり方もあるのではないかと思います。

以上、一般会計予算に対する反対討論といたします。

次に、議案第5号、令和6年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

社会保障税番号制度システムの関係で、マイナ保険証ですが、国の考え方は、ひもづけを増やしていくことと、そのデータの活用にあると思います。個人情報保護の点で疑念を持つものであります。また、マイナ保険証は5年たったら自分で更新しなければならないとのことですが、高齢化が進んでいる中で大丈夫なのか。医療だけでなく様々な個人情報がひもづけされていく危険性があり、プライバシー侵害を防ぐ法整備がなされているのか疑問です。マイナ保険証でなくても、現行の健康保険証番号で、オンラインでの資格確認が98%以上行われているということでありまして、何の問題もないと言われております。

これらを踏まえ、個人情報保護の点で、社会保障税番号制度システムとマイナ保険証には賛成できませんので、本案には反対です。

以上です。

次に、議案第7号、令和6年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

2年に一度の保険料率見直しの年度ということではありますが、令和6年から保険料率11.72%を12.67%にし、0.95%保険料率を引き上げることとあります。そのうち、

国の方針で出産一時金に数%、約7%ほど回すとのことであります。なぜ、わざわざ特別会計にしてあるものから、一般会計から出すような性格のものを支出させるのか、岸田内閣の異常さに驚くとともに怒りが湧きます。

糸魚川市は、健康づくりに力を入れてまいりました。その結果が、高齢者医療費の抑制にも反映されていると思います。今回のやり方は、会計の在り方を壊すもので、国のやり方は理解できるものではありませんし、許せるものではありません。若いときからの健康づくりが、後期高齢者になっても、身体の変化に合わせたやり方で続いていくことが大事だと思いますが、なりふり構わないでたらめな国のやり方は、市民や関係者の努力を踏みにじるものだと思います。新年度予算では、保険料率の改定による保険料負担増が含まれております。法的負担を減らし、利用者負担を増やす本案には、反対であります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、阿部裕和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

阿部議員。〔2番 阿部裕和君登壇〕

○2番（阿部裕和君）

みらい創造クラブ、阿部裕和でございます。

議案第4号、令和6年度糸魚川市一般会計予算について、会派を代表して、賛成の立場で討論いたします。

持続可能な糸魚川市を推進する上で、最重要課題であるのが、人口減少、少子化であります。この課題を念頭に置き、地域内経済の循環、医療・健康・福祉の充実、教育の推進、社会の動きへの対応の4点を重点施策に掲げ、令和6年度一般会計予算として265億4,000万円の予算編成がなされました。

地域内経済の循環においては、デジタル地域通貨翠ペイの普及促進事業に3,200万円を充て、市内経済の循環を図るものですが、それと併せてフレイル予防ポイント制度をはじめとした健康増進への取組等とうまく連動させることで、今後の市政運営にも好影響を与えるものと考えます。市内で消費することの重要性を市民の皆さんと共有し、翠ペイのさらなる利便性の向上及び行政ポイント制度の取組の推進を求めます。また、大阪・関西万博誘客宣伝事業1,030万円では、当市のヒスイが展示されることとなっており、この万博の来場者数は2,820万人とも想定されています。北陸新幹線も敦賀まで延伸され、関西方面からのアクセス向上も見込まれます。この事業が、今後の交流人口の拡大への取組につながっていくことも期待しています。

医療・健康・福祉の充実では、市内産婦人科確保対策事業2,615万円により、市内で分娩できる体制が整っています。また、新規事業の産前産後サポート事業117万円では、市内で安心して産み、育てるための環境づくり、サポート体制の構築への取組により、妊産婦の不安や悩みの解消、軽減につながることを期待しています。介護人材育成事業505万円では、介護職員によるワークショップも開催していますが、ここで出た意見をどう生かしていくかが重要です。近年、市内介護施設において、事業所の閉鎖や廃止が続いており、人材不足も影響しているものと考えます。

この事業での成果をしっかりと政策に反映し、課題解決につながることを期待しています。

教育の推進においては、高校を核とした地域人材育成事業4,164万1,000円では、マイスターハイスクール事業推進のため、新たにコーディネーターを配置することが示されました。産学官連携体制の構築・強化を図り、次世代の産業人材育成のモデル創出が期待できる事業であります。また、新規事業の学び多様化対応事業22万4,000円は、当市の状況に適した学びの多様化について検討するものであり、誰一人取り残さない学びの保障が実現できるよう、方向性を示していただきたく思います。

社会の動きへの対応においては、デジタル技術を用いた変革を進めるため、当市では、令和5年度にDX推進計画を策定し、取り組んでおります。デジタル活用推進事業1,980万円は、表面的なデジタル化を進めるのではなく、現状の業務の根本的かつ本質的な問題に目を向け、業務改革を図るための予算であり、市民サービスの向上はもちろん、業務の効率化を図ることができ、職員の負担軽減にもつながるものであります。窓口DX化においては、業務改革とシステム活用の2つをセットで取り組むことが重要であり、窓口BPRアドバイザーからのアドバイスも受けながら取組を進めることで、さらなる効果が期待できます。また、このたびの能登半島地震を受け、安心安全すまいる事業833万4,000円や自主防災組織育成事業170万円を拡充し、取り組むことも評価できる点であります。

そのほか諸課題を踏まえた上で編成された議案第4号、令和6年度糸魚川市一般会計予算は、糸魚川市の未来を見据え、令和6年度の重要な一步を踏み出すための予算であります。

糸魚川市の発展、また市民の幸せに対し、この予算がどれだけの影響を与えるかを考えれば、この予算案に賛成することは、明らかであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第4号、令和6年度糸魚川市一般会計予算について、賛成討論を行います。

新年度予算で期待している主な事業に意見を加えて紹介いたします。

2款総務費では、地域公共交通網形成計画策定推進事業と鉄道利用促進事業と生活交通確保対策事業について、抜本的な取組を期待しているところであります。

3款民生費では、障害者グループホーム整備事業は、地域要望に応えるもので、能生地域では初めての設置となるため、期待も大きいと考えております。障害者交通費助成事業や通院等支援サービス事業はとても大切と考えます。保育士等修学資金貸与事業は、月額3万円と5万円の2つのパターンを用意しており、市内保育所等で働くと、貸与された全額もしくは一部の額を返還免除となるもので、とてもよい事業と考えます。出産・子育て応援事業では、出産応援ギフトとして、これまでの妊娠届を提出した人に5万円に加えて、さらに5万円を上乗せして10万円とするものであ

ります。子育て応援ギフトでは、これまでどおり出生した子の養育者に10万円としております。

4款衛生費では、子供医療費助成事業は、ゼロ歳から18歳までの全ての子供に対して入院費と通院費を無償化しており、県内でも際立った事業であり、行政の努力を高く評価しております。産前産後サポート事業は、妊産婦の不安や悩みの解消や軽減を図るために、助産師などの専門職の支援を行うものであります。また、親同士の交流を促し、孤独感を軽減するものでもあります。昨年1月に、産後ケアセンター設立を目指す市民団体と市長要望を行った際に、米田市長より、こども課と相談するようにと指示をいただいた成果であると受け止めております。新エネルギー導入支援事業は、これまでの太陽光発電とペレットストーブに加えて、今回は蓄電池の補助を新たに行うものであります。設置から処分までの費用を考へても導入したくなるように、様々なキャンペーンを行い、推進していただきたいと思ひます。

5款労働費では、雇用促進事業については、採用につながるインターンシップ促進補助金と地元就職する高校生に対し、運転免許証の取得補助を行うもので、実情に合わせた糸魚川らしい事業となっております。

6款農林水産業費では、内水面の漁業振興支援事業で、地域おこし協力隊を配置して、遊漁客と観光客を意識した取組となっております。森林情報基盤整備事業については、森林整備に寄与するもので、市内の山林管理の推進につながることを期待しております。

7款商工費では、電子地域通貨普及促進事業では、現在、利用者と加盟店を増やす取組となっておりますが、将来的には子供から高齢者までの市民全員がメンバーとなって、有償ボランティアや有償インストラクターなど、健康づくりやちょっとした習い事など、地域内交流を盛んにするアイテムに成長してほしいと考へております。今後の観光振興にポイントとなるインバウンド推進事業も大いに期待をしているところであります。

8款土木費では、安心安全すまいる事業については、能登半島地震で被災した住宅にも適用できるように旧耐震木造住宅除却に30万円の補助をするもので、居住誘導区域内であれば、さらに45万円とする画期的な補助と受け止めております。

9款消防費では、自主防災組織育成事業では、人材育成の手法として防災士の受験費用の3分の2で、上限を5万円の補助を行うもので、組織の中で1人程度を支援するものであります。私とすれば、平成29年12月議会で、総務文教常任委員会の委員長報告で、石川県輪島市の防災士の育成について調査報告をしているように、地域の区長が受験者を推薦し、中学生については、学校が中心に支援を行うなど、とても積極的な体制であり、糸魚川市においても近い将来、同様のレベルまで成長することを期待しております。

10款教育費では、学びの多様化対応事業は、不登校の実態把握とその背景や理由を基に、不登校特例校を含め、様々な対応を検討するもので、児童生徒の人生を大切に考へる居場所づくりができることを期待しております。中学生海外派遣事業は、コロナ禍で中止となっていた事業で、やっと復活できることに大変喜んでおります。行き先は香港とし、参加希望者はこれまでと同様、英検4級以上とジオパーク検定初級以上となっており、自己負担は、およそ約5万円となっております。生徒たちのやる気に応える事業と考へます。

新年度予算では、予算要望に応えていただいたところや、地震対策では、きめ細やかな支援を行うために制度設計で、行政が努力しているところを高く評価しております。

以上で、議案第4号の賛成討論を終わります。

議員各位におかれましては、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

田原洋子です。

議案第4号、令和6年度糸魚川市一般会計予算について、賛成の立場で討論します。

令和6年度糸魚川市一般会計予算には、新規事業として、自転車ヘルメット着用推進事業が盛り込まれました。自転車のヘルメット着用は、令和5年4月1日からは、自転車を運転する全ての人にはヘルメットを着用すること。自転車の運転者は同乗する人にもヘルメットを着用させることが努力義務として追加されましたが、自転車ヘルメット着用率は全国平均13.5%であり、新潟県は2.4%と全国最下位となっています。ヘルメットをかぶらず自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部に致命傷を負っていること、また、ヘルメットをかぶっていなかったときは、かぶっていたときに比べ、約2.1倍も死亡率が高くなっていることから、自転車の事故から命を守るためには、ヘルメットの着用により頭部を守ることがとても大切になっています。この事業をきっかけに、車に乗るときはシートベルトをつけるように、自転車に乗る際はヘルメットを着用するのが当たり前の社会となり、事故により悲しみに暮れる人を減らさなければなりません。

さらに、保育士等修学資金貸与事業として、保育分野の業務に従事しようとする学生に対して、修学資金を貸与し、糸魚川市内の保育所などで一定期間従事した場合は、全額または一部返還が免除されるものが新たに始まります。

また、継続事業では、継続事業のうち、ふるさとリバイバル25事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で、はたちの集いが中止となった学年が対象として式典を行うため、ひきこもり対策事業は、対応する職員の人材育成、民生委員を通じて、ひきこもりの把握に努めるため、通院等支援サービス事業は、車椅子が常に必要な要介護3以上の方が利用するストレッチャー福祉タクシー運行に対する補助金など、拡充を行っています。

そのほか、介護・医療人材の確保対策、経済活動の支援をはじめ、教育、環境、農林水産、文化、観光、土木、港湾、消防など、どれも市民生活に直結している多くの事業があり、実行するためには予算執行が必要となります。

ただし、糸魚川市が抱える公の施設に対する指定管理料、委託料、補助金などは、価値観の変化、社会情勢などにより、取り巻く環境が変化していることも踏まえ、今までとおりの運営ではなく、民営化を一つの方法として検討すること、改善を求めていくことを忘れてはなりません。

また、公共施設イコール安価な施設ではなく、水道光熱費、人件費の高騰などを使用料、入館料などに反映させ、その施設に見合った価格設定を行うことで、負担すべき人が負担するという経営観点を持つ必要性があり、既に5類に移行している新型コロナウイルス感染症の影響で利用者減少を理由に、税金で赤字補填を続けることは、令和6年度からは通用しないということも肝に銘じな

ければいけません。

議員の皆様におかれましては、この予算を最大限に生かして、よりよい糸魚川をつくっていかう
ではありませんか。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号、令和6年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、令和6年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、令和6年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、令和6年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、令和6年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、令和6年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、令和6年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、令和6年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、令和6年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、令和6年度糸魚川市簡易水道事業会計予算を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、令和6年度糸魚川市下水道事業会計予算を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第42号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第42号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第42号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、山本 修さんの任期が、令和6年5月19日をもちまして満了となりますことから、新たに秋山伸宏さんを任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第42号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第9．発議第1号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、発議第1号、能登半島地震の支援についての意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

発議第1号、能登半島地震の支援についての意見書の提案理由の説明を行います。

去る令和6年1月4日の能登半島地震についての議会に対する行政の説明会と、同1月26日の全員協議会の中で、被災状況や支援の必要などについては所管に分けて対応することとなり、全員協議会並びに建設産業常任委員会において、宅地の液状化と造成ブロックの崩壊に対する被災者支援を求める意見や雪解け後の農林水産業の被災状況に合わせたなりわい支援の必要から、市が行った国への緊急要望を後押しする内容とし、それに加えて、観光業や飲食業の風評被害対策を含めた形で意見書を作成しております。

以下、意見書を読み上げて、提案理由とさせていただきます。

能登半島地震の支援についての意見書。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、当市において震度5強を観測し、大きな揺れに見舞われた。巨大な地震が当市に与えた影響は大きく、建物被害は600棟に迫り、住宅の屋根瓦の落下や内外壁の破損のほか、造成ブロックやブロック塀、宅地、駐車場の損壊、液状化による家屋の傾き、沈下など、多数の被害が発生しております。地区によっては、宅地や造成ブロックへの損傷が大きく、住宅への損傷は大きくないものの住み続けることが困難となり、転居・転出を余儀なくされる住民もおり、住み慣れた地区を離れなくてはならない方もおります。市では、このような地区において、宅地や造成ブロックの補修に独自の支援を行っている状況であります。

また、当市における住宅の被災は、一部損壊がほとんどであり、被災者生活再建支援を受けられない状況であります。

しかしながら、市単独で支援するにはあまりにも件数が多く、財政基盤の脆弱な当市においては、被災住民の要望に応えられないという大変厳しい現状であります。

発災からこれまでの間、国におかれましては、迅速な激甚災害の指定をはじめ、被災自治体に寄り添った強力なご支援をいただいているところについて深く感謝申し上げます。

現在、当市では、住民の安全・安心を守り、住み慣れた地区で住み続けていただくために、住宅の応急修理や被災宅地の復旧などへの様々な支援策を準備し、住民に寄り添い、迅速かつ、きめ細やかな対応に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

つきましては、一日も早い復旧と生活の再建に向けて、次の項目について、特段のご配慮とご支援を求めるものであります。

1、造成ブロック及び宅地の損壊に対する支援について。

(1) 宅地の復旧に向けた対策及び支援・助言。

発災から約1か月が経過し、住宅の基盤となる造成ブロックの崩壊（京ヶ峰地区）や液状化（中央地区、寺町地区）等による宅地の損壊などの被害状況が明らかとなってきましたが、いずれも当市では経験のない災害であり、その対応・対策について大変苦慮している状況である。特に、北陸新幹線糸魚川駅の南側に中央地区、北側に寺町地区があり、立地適正化計画の都市機能誘導区域や駅周辺整備等に係る地区で、企業誘致や居住誘導等の段階的コンパクトシティ化に対し大きな影響があることから、今後の対応・対策において、様々な側面での支援や助言等を行うこと。

(2) 宅地の復旧支援の創設。

安全に住み続けられる住環境を確保するため、宅地の再建における被災者の負担軽減に必要な財源需要に対し、特別交付税の配分について特段の配慮を行うこと。

2、住宅の一部損壊に対する支援について。

災害救助法の応急修理、制度は、対象となる被害の程度が準半壊以上となっており、当市における被災の大半を占める一部損壊については該当しない。一部損壊であっても、宅地の被災により多額の修理費用がかかる場合もあることから、実情に合った見直しを行うこと。また、当市の独自の支援策に対し、特別交付税の配分について特段の配慮を行うこと。

3、住宅の耐震改修等への支援拡充について。

震災被害の抑制に向けて、旧耐震基準家屋についての耐震診断や耐震改修等についての補助のかさ上げを行うこと。

4、社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保について。

国道8号（上越市茶屋ヶ原地内）では、大規模な土砂崩落により、日本海側の大動脈が途絶し、生活、物流、経済などに支障・停滞が発生したことから、社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保を堅持し、災害に強い国土強靱化を着実に推進するとともに、丘の孤島とならない対応として、国道8号糸魚川東バイパス及び親不知道路並びに地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の事業推進を図ること。

5、農林水産業の復旧支援について。

当市は雪国であるため、農地や山林、農林道等の地震被害の全容が確認できないところがある。雪解けとともに被害が確認できた際には、迅速な支援を図ること。また、漁港等における津波対策とその整備及び漁具燃料等の支援を図ること。

6、風評被害対策について。

北陸3県とともに新潟県も被災地となっており、多くの報道がなされている。被災から復旧と復興するために、観光客等から避けられないように、観光と飲食を楽しめる地域としての周知の支援や経済の活性化支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣としております。

以上で、発議第1号、能登半島地震の支援についての意見書の提案理由の説明を終わります。

議員各位におかれましては、意見の趣旨に賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

今ほどは、意見書の作成、提出、そして説明と、ありがとうございました。

それで、提出者のお考えを項目のところで少し伺いたいと思います。よろしくお願い致します。

1の（1）でございますが、この中に、発災から約1か月を経過するというふうにございまして、その後、日はたっておるんでございますけれども、これは議会の中での意見書の提出の都合上、議会運営委員会等、正式な手続を踏んで出してこられたから、これだけ時間がかかったんだと。つまり3月の12日になったんだというふうに理解をしておりますが、正式な手続を踏んで、議会に提出されましたこと、私は評価をいたします。

さて、質問に入るんですけども、（1）の宅地の復旧に向けた対策及び支援・助言におきましては、現状と課題を捉えておられまして、そして、それが（2）宅地の復旧支援の創設というふうにつながっているわけでございます。それで、（2）の宅地の復旧支援の創設という部分で、なかなか具体的に書くことは難しかったのかもしれないけれども、もう少し何か具体的な記載があってもよかったのではないかと考えるところでございます。支援の創出ということで、ニーズの把握、それから対策という部分、提案者のほうでお考えがあれば、今、伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

田原議員のご質問にお答えいたします。

もうご存じかと思いますが、住宅についての支援というのは、いろいろこの国、県、市としても対応ができてるところなんですけども、この宅地・敷地については、もともと制度がございまして、そういう意味で創設という言葉の表現をさせていただきました。そういう中での、今、市としてはいろんな、安心安全すまいる事業の形で、そういうところの除却とかいろいろやってるんですけども、この宅地・敷地というものに対しての制度がないものから、そういう形にしたということでございます。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

分かりました。

それで、連日、テレビ・新聞の報道の中でも、このエリア全体の工事をどうしていくかとか、そこへの支援がどうだとか、生活再建というようなニュースがあるものですから、つついそういった情報がたくさんあるということと、今回のこの創設というところを比較してしまっ、今のようなことを申し上げて大変申し訳ないなと思うんですが、糸魚川の地内でも地盤の安全性の確認ということで、例えば京ヶ峰地区であれば、ちゃんとした地盤調査を行うべきでないかというような話も出ておりましたし、中央区においても、液状化の調査対策というのはどうするというような話もございました。

そして、今、一番難しいというか苦労しているのが、財源の確保ということだと思うんですが、こちらのほうには、財政需要に対し、特別交付税の配分についてというようなことが書かれておりますが、これは今、当てのないものなのか、それとも国の方針といいますか考えとして、今後、予算として出されていく、そして我々のところにも、この配分が期待できるものだというようなことがあって、このように今書かれたのかということをお願いしたい。

それと、これまでの議会の協議会等でおりましたというか、私のほうから情報提供させてもらいましたが、柏崎市の団地の再生の例、こういったものを提案者のほうでは、一度当たられたのかなど。

それと、今の新潟市での広範囲に及ぶ液状化への対策を市は進めていると思うんですけど、そういったところを当たって情報を取られたのかという点、差し支えなければ教えていただきたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

田原議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の特別交付税の配分について、期待はできるかということでございますが、私は、国のものでも県のものでもありませんし、今、糸魚川市の実情を国に申し上げて、それで救済をお願いするという内容でございまして、私が制度的なものが分かってやってるわけではございませんので、先ほども、何回も言いますが、宅地に対する支援というものは基本的にないものでございますから、そういったところに期待というよりも、そういう保証は何もありませんけども、今、糸魚川市は独自でいろんなことを取り組んでることに對して交付税措置をして、なるべく支援の幅を広げていただきたいというのが趣旨であります。

それからもう一つが、柏崎市の件でございまして、これも当自治体ではございまして、ほかの取組について、私がそこを研究して、何かここに盛り込むとかという発想は全然ございまして、議会の中で、説明会並びに全員協議会、また、建設産業常任委員会の中で発言のあった中での集約としてまとめたものでございます。

と同じく、新潟市の、この広域な範囲につきましても、よその自治体のことであるので、そこを含めると、少しちょっと違和感のある意見書になってしまうということもありますので、そういう点については、あえて触れておりません。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

先ほどご説明にあったとおり、市民の中には、今も大変苦慮しながら生活をされている方がおられますし、そういった方への支援が進むような形で、こちらの意見書を出していただきまして、みんなでお互いの、その支え合うような形で、この復興が進むことを願っております。願意妥当と思ひまして、私は賛成いたします。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第1号、能登半島地震の支援についての意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．発議第2号

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮島 宏議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明いたします。

これは令和5年地方自治法が改正されまして、議会に係る手続のオンライン化が可能になりました。その改正された地方自治法が施行されるのが、本年4月1日となっております。それに合わせて所要の改正を行いたいものであります。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はありませんので討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11．発議第3号

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、発議第3号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮島 宏議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

発議第3号について、ご説明いたします。

これは、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する条例の制定であります。

提案理由を申し上げます。

先ほどの発議第2号と同様ですが、それに加えて、社会情勢等の変化に対応するための改正でございます。

提案理由は、以上でございます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第3号、糸魚川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を35分といたします。

〈午後3時23分 休憩〉

〈午後3時34分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12．発議第4号

○議長（松尾徹郎君）

日程第12、発議第4号、糸魚川市議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮島 宏議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

発議第4号、糸魚川市議会ハラスメント防止条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由は、市議会議員によるハラスメントの防止及び根絶を図り、市議会議員及び市職員のそれぞれの能力が十分に発揮できる健全な環境を維持したいことから、新たに条例を制定するものがあります。

この条例につきましては、古畑委員長が議会運営委員会の委員長だったときから検討を始めさせていただきまして、ようやく皆様のご協力でここまで来ることができました。ご検討のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ハラスメント防止条例を策定するに当たり、注意事項として、やはり議会には、議会の最高機関と言われる議会基本条例、そして、その下に倫理規定ありますね。だからこの2つのものとの整合性をよく考えて策定して欲しいと言ってありますよね。この辺の整合性というか関係性とい

うものは、ちゃんと整理できたんですか。お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員のご質問について、お答えします。

前任の古畑委員長からのご助言も頂きましたので、十分、基本条例、それから政治倫理規則との文言の整合性については図ってまいりました。最終的には、法規審査の専門にも見てもらった上で、文言を作っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

要するに、2つの条例が存在します。基本条例と、このハラスメント防止条例、だからこの上下関係をやっぱり考えなくちゃいけない、相関関係をね。

それから、議会の倫理規定については、やっぱりそこだけはこの規定になってしまうんですね。だからハラスメント条例のほうが上位になる。だけどこのハラスメント防止条例のほうには、罰則規定みたいなもの、ちゃんと規定されていないんですね。

そこで、今度は倫理規定のほうは、じゃあハラスメント条例を補完する役割になってくるのかと、あるんですよ。これだから、よくその辺を相関図みたいなものをつけて説明できるようにして欲しいと思うんですよ。

新聞紙面のほうでも取り上げられていますが、新潟県で初であります。やはりそれだけの注目を浴びてきますから、その先に、以前に、その前に基本条例みたくのつくってあるわけだから、そことの互換性みたいなのをよく考えないと難しい。説明できるようにして欲しいと思うんですね。

それと、やっぱりもう少し具体的なことを言いますと、第6条に当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表、その他必要な措置を講じるとあります。ここに書かれているその他必要な措置とは何ですか。

それから、今度は第8条、議長及び副議長が、ともに調査の対象となったときは、年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うとあるんですよ。これは、糸魚川市ではなかったと思うんですけど、他市ではあるんだけど、初当選した議員が、たまたま最年長であった。だから、その場合は初議会の議長にならなくちゃいけないですね。

ところが、初当選であるから議長の仕事なんて分からないし、要するに、どうやっていいか分からないのを、強引に開き直って何かいろんな理屈をつけて事務局の指示どおりやらなかったという事例があります。でね、それは一つの儀礼的なところの部分の最初だけの議長でありますから、私は最年長でもいいとは思いますが、これね、ハラスメントを仲介したり、仲介といえましょうか調査したりなんなりするのを単なる最年長というだけで、まとめてまとまるわけではないと思います。今の糸魚川議会を考えれば、最年長と最古参が同一人物でありますので何の違和感もあり

ませんが、今後を考えていくと、初当選の方が最年長ということも考えられるんですよ。だからこの場合は、単なる年齢で代表を決めるんじゃないくて、やっぱり経験の最多の方といいますか最多当選の方とかと、何のために正副議長の議会運営委員会の委員長の役ではない部分を補っていかなくちゃいけないのかという部分を、やはり明確にすべきだと思うんですよ。その辺についてご検討されましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員のご質問、幾つかありましたけども、最初のほうからお答えいたします。

古畑議員に改めて申し上げるまでもなく、糸魚川市議会基本条例というのは、前文にも書いてありますように、議会の最高規範ですね。ですから、言い換えれば憲法のようなものです。その下に規則ですとかほかの条例が来るものだと思います。ですから、一番上は基本条例、今回の今、検討していただくハラスメント防止条例も、その下にあることはもう言うまでもありません。

それから、政治倫理規則、規定ではない規則、規則との兼ね合いについて度々ご質問を今までいただいてきました。これは議会運営委員会の中でも政治倫理規則を条例に格上げすべきじゃないか。そういったご意見も委員から出てることはこれまでも報告したとおりです。

調べてみますと、政治倫理規則ではなく条例を持っている市は、県内では2か所、村上市と佐渡市です。それから近隣には、富山県の魚津市、それから、お隣の隣の、お隣か、白馬村も、実は政治倫理条例を持っています。そういったものを今後、議会運営委員会で委員のご意向を聞きながら、今の規則を条例に格上げする。そういったことも出てくるのかなというふうに思います。

それから、次のご質問にあった議長の責務で、その他、公表のときのその他、その他必要な措置を講じるというものの、その他とは何かというご質問でしたけども、これは、その一つ前の条文の中に、議長が、全員協議会等に報告することができると書いてあります。当然、全員協議会では、ハラスメント事案についてのいろんなご意見が議員から出てくると思われます。そういったものを受けて、氏名の公表に伴って、必要な措置を講じるものと、そのように理解することができると私は思っています。

それから、8条の年長の議員ですけども、これははっきり言って、私は目からうろこです。そういったこともあり得ないことでは、もちろんありません。

ただ、議会は人間の集まりですから、もしそういったケースが生じた場合は、その方の過重な負担にならないように、周りの方のフォローというのが当然あるのではないかというふうに思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

議長が、調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象となったときは、年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うと。これちょっと軽過ぎますよ。議長や副

議長に何かあったときというのは、よっぽどのことですよ。それを単に年が上だというだけで、果たして会議を進めていくことができるのでしょうか。私は、ちょっとなめてるんじゃないですかと思う。やっぱりそれだけの場数だとか経験もあるんで、単に年齢だけではなくて、やっぱりふさわしい方がやっぱりそこに就くべきだ。

だから、何回も言うようにさ、別にハラスメント条例には反対はしないんだから、そういうことに関しては、今期だって3月議会、どうしてもつくらなくちゃいけないで、4月からもう選挙だというんなら焦る気持ちは分かるけど、これについては、もっとじっくりやったっていいんじゃないですか、じっくりやれと言ってきたし。こういうのは、やっぱりそういう問題が出てくると、整合性みたいなものも諮ってやらなくちゃいけない、ここはおかしいですよと、ここはあれですよと。先ほど委員長が言ったように、議会は人間の集まりです。それぞれのお考えも違うし、また性格も違うでしょう。ハラスメントだと、非常に罪になりにくいです。断定できない。けども、周りから見たり、マスコミに公開されたりすると、これはひどいとかという話になってくる。かといって、ハラスメント自体が、いろんなことの魔女狩りにならないように、議員の発言が萎縮しないようにやっぱりやってほしいと思う。かといって横暴なのは駄目、けどそういうのは、倫理規則だとかそういうところで、そういうのは厳に慎むようにということになっております。

この後、採決なんですよけどね、反対はしませんけど、今後とも、そういったことについての見直しだとか、そういう努力を図ってほしいと思います。

個人的には、今のところまだハラスメント防止宣言だとかね、防止心得だとか、まだまだ条例と名乗るほど濃密になってないなど、つくづく思います。

以上で終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○17番（古畑浩一君）

こっちが質問を終わった後にさ、追いかけて答弁みたいのやってもいいんですか。

終わると言ってるんです。どうですかと聞くのなら、質問に答えてもいいですよ。終わると言ってるのに、何で発言するんですか。さっきもそうだけど、何で許すのかなと思ったけどさ。それやっぱり変ですよ。ちょっと見解を聞かせてください。

○議長（松尾徹郎君）

私の考えは、宮島議員のほうから挙手があった。古畑議員のご意見や質問に対して、特に最後のほうは、ご意見であったと思います。それについて、ご自身の考えだけは伝えたいというお気持ちだろうと。私としては、やっぱり宮島議員の議員として、やっぱり尊重しなければならないと思って、挙手をしたんで指名いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

委員長発言、行政もそうですけど、結局、質問に対する答弁が許されてるんですね。で、質問が終わります。さっきなんかもう私は終わりましたと、この場から離れてるのに、まだしゃべってましたよね。じゃあ誰に対する発言なのかということになる、誰に対する質疑なのかと。質疑終結して、終わりますと言ってるんだから、それに対する答弁をやっちゃおかしいと思うんですけどね。

ちょっと議会事務局と見解を統一してください。許すなら許すで、この先もずっと許すんだねということですね。今までなかったから、そういうことは。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後 3 時 5 0 分 休憩〉

〈午後 3 時 5 1 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

議事進行。

○17番（古畑浩一君）

議事進行の先ほどの休憩中に議会事務局長の見解等も聞かせてもらいましたが、私はおかしいと思う。もう一回勉強して、しっかりとした見解を議会運営委員会等に通してください。全国議長会に尋ねてもいいでしょう。許されてるのは、質問に対する答弁だけです。こっちは、もうそれでいいと言って答弁やめてるんだから、それ以上の発言は、違う意味の発言です。私が今発言しているのは、議事進行ですね。だから、発言の形態を変えるなり何なりしなければ駄目です。

見解が違いますので、いずれ、今日じゃなくても結構なんで、見解をお示しいただきたい。答弁は要りません。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発議第4号、糸魚川市議会ハラスメント防止条例について、賛成討論を行います。

令和2年6月1日に、パワーハラスメント防止法が施行され、同日に大企業では、職場のパワーハラスメント防止対策を講じることが義務づけられました。

このことを受けて、令和4年6月定例会初日の終了後、全員協議会において、ハラスメントについての研修会を行い、内閣府が作成したハラスメント防止研修教材を全員で視聴いたしました。また全国のハラスメントの事例を4つ紹介して、ハラスメントの認識を共有してまいりました。この後の意見交換では、今後もこのような研修会を開催すべきとの意見や、対策としてハラスメントを受けたときに相談できる体制が必要との提案がありました。それらの意見や提案を重く受け止めて、議会においてハラスメント防止条例を検討することになったものであります。

その後、議会運営委員会において、協議題として調査研究を行い、令和4年10月には市外調査で埼玉県東松山市を調査いたしました。東松山市では、政治倫理条例がある中、ハラスメントに特化した条例をつくることに反対する意見もあり、採決では、賛成10、反対9の僅差で条例が成立しております。条例成立後は、反対した議員も条例を守り、ハラスメント抑止につながっていると説明を受けてまいりました。

令和5年2月20日の古畑浩一議会運営委員会委員長の報告では、ハラスメント防止対策については、市外調査を含め、条例等を定めることにつきまして検討してまいりましたが、結論に至らず、条例化を推進することを後期の新しい議会運営委員会へ引き継ぐ形で申入れをすることとしております。

この言葉を受けて、後期の議会運営委員会では、令和5年6月28日よりハラスメント防止対策の協議題を令和6年2月22日までに10回行い、令和5年の11月13日には三重県の四日市市に市外調査を行っております。また、令和5年12月13日には、ハラスメント防止条例の発議を令和6年3月15日の本会議最終日に設定したスケジュール表を確認しております。さらに、ハラスメントの実態を確認する意味で、議員と市職員にアンケート調査を行い、結果としてハラスメントがあることが証明されており、この防止条例の必要性が確認されております。

冒頭に紹介したパワーハラスメント防止法にあるとおり、市議会という職場の環境整備を行うために、とても重要な条例であることは誰もが認めるところであります。今後は、ハラスメントゼロを目指す根本条例として位置づけ、議員と市職員が互いに連携を取りながら、職場環境の改善に努めるべきと考えます。

私が前期の副議長に立候補したときの公約として、市議会における男女共同参画の推進を上げて

おり、男性でも女性でも議員が活動しやすい環境を整える意味からも、このハラスメント防止条例がとても大切になることを強調し、私の賛成討論を終わります。

議員各位におかれましては、このハラスメント防止条例の制定にご理解とご賛同いただきますよう、心からお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、和泉克彦議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。〔13番 和泉克彦君登壇〕

○13番（和泉克彦君）

和泉克彦でございます。

発議第4号、糸魚川市議会ハラスメント防止条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

ハラスメントについては、近年、殊に様々な報道等がなされ、認識や意識を新たにすることが増えてきています。

当市議会においても継続的に関心を持ち、研修や協議等を重ねてきました。この一連の流れの中で、ハラスメントに関するアンケートが行われ、議員間及び当市の職員へのハラスメントの実態が明らかになりました。

ご存じのとおり、平成29年3月には、糸魚川市議会政治倫理規則が制定されております。この糸魚川市議会政治倫理規則は、糸魚川市議会基本条例を受け、市議会議員が、市民の負託に全力で応えるため、議員活動に当たって、議員が遵守すべき政治倫理の基本的事項を定めるとともに、民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

その政治倫理規則の第3条8号に、嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為が人権侵害に当たることを自覚するとともに、ハラスメント行為と受け止められる行為をしないこととありますが、時代の移り変わりとともに、ハラスメントについての意識改革を進めていく上で、当市において、ハラスメントについての条例化が必要であると思います。

このたびの糸魚川市議会ハラスメント防止条例の基本理念では、ハラスメントは、悪質な行為であり、人権侵害であるということを踏まえて、議員及び市の職員の能力を十分に発揮させることができる環境を確保するとともに、しない、させない、見逃さないという意識の醸成が、うたわれており、ハラスメント防止条例は、議員間及び議員による市の職員へのハラスメントの防止と根絶を目的としております。

以上のことから、私は、発議第4号、糸魚川市議会ハラスメント防止条例の制定について賛成するものであり、議員各位におかれましても、ご賛同いただきますことをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

田原 実です。

発議第4号、糸魚川市議会ハラスメント防止条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。議案となっております糸魚川市議会ハラスメント防止条例につきましては、現在、糸魚川市議会で定めているところの倫理規則、糸魚川市議会政治倫理規則（政治倫理基準）第3条、議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。（8）嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為が、人権侵害行為に当たることを自覚するとともに、ハラスメント行為と受け止められる行為をしないこと。2、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態度を持って、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないのところを、さらに発展、強化して、議会内の、そして行政との関係において、ハラスメントのない正常な環境を築き、議員と職員が心身ともに健全な状態で、市民に奉仕する環境を守るためにつくられる条例であります。

条例の前文では、ハラスメントをしない、させない、見逃さないの3つを基本理念として掲げています。

条例の目的に、ハラスメントを防止・根絶すること。ハラスメントというのが、議員が活動できる良好な環境を阻害する、あるいは職員の良好な職場環境を阻害するものである。そういったことのないように、防止条例案をつくるとして、第1条の目的に掲げられています。

条例の適用範囲は、議員間、または議員と職員との間において生じたハラスメントに適用されると、第3条に明示しております。

まさに、議会が、議員にとって、行政職員の皆さんにとって、そして市民にとって、正常な政治が遂行される環境を構築していくことが明らかになっており、人権を侵す陰湿ないじめ、繰り返されるハラスメントを防止していくことが明らかになっています。

申し上げるまでもなく、その防止を条例で定めることは、人権の問題への議会対応であり、正しい行政の執行と市民生活に及ぶ重大な事柄であり、政治への信頼が問われる最も重要なものであることを、私たちは、自覚しておかなければなりません。

そもそも、議会政治倫理規則があるものを、新たに条例として定めて、市民の代表である議員が、自分で自分の言動のモラルをチェックするのみならず、相互に言動をチェックし、通報し、議会運営委員会の判断において、氏名等を公表するという厳しい処分を定めるというのは、人権と政治活動の権利に係る条例の制定です。

ただ、条例を制定すれば、果たしてハラスメントはなくなるのか。問題はここです。

実際には、ハラスメントの根絶は難しく、条例をつくった後にも、より陰湿な形でハラスメントであることを隠蔽し、繰り返される危険がないのか。もしそうなれば、何のための条例の制定か。言っていることとやっていることがまるで違ったという話になります。

これまでの議論では、ハラスメント根絶後の条例廃止など、意見が出たとのことですが、そもそも条例を制定するということの重大さが、十分に理解されての議論であったか。あるいは、議会のアリバイづくりと市民から疑問視されることはないかなど、発議のための深い議論があったのかと、当事者として、心配し、考えました。

しかし、だからこそ条例を定めて、議員全員で不断の努力を続けていく必要があると。そして、その成果を市民に見ていただく必要があるのだと、今、私は考えています。

今後の議論については、議会運営委員会において、宮島委員長を中心に、より確かなハラスメント防止条例となっていくように、方向を間違えず、新潟県初の議会ハラスメント防止条例として完成されていくことを心から願い、祈るものです。

さて、賛成理由の説明に、ナイチンゲールのお話をします。

私の敬愛するフローレンス・ナイチンゲールの教えには、医療・看護の分野のみならず、正しい社会の在り方に通じるものがあります。それは、望ましい病室とは、明るいこと、清潔なこと、風通しがよいことであると、ナイチンゲールは説いています。このことを議会に当てはめて言えば、議会が、糸魚川市民にとって、市職員の皆さんにとって、議員にとって、私にとって、明るく清潔で風通しがよいものとして正常な政治が遂行される場となることをハラスメント防止条例を制定する一番の理由と考え、発議に賛成するものです。

最後に、今回の問題解決のために、私に寄り添い、アドバイスをくださいました横山人美副議長、そして、心優しい同僚議員に、この場より、心から感謝を申し上げます。共に、これからも市民に信頼される議会の構築に向けて取り組んでまいりましょう。ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

次に、阿部裕和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

阿部議員。〔2番 阿部裕和君登壇〕

○2番（阿部裕和君）

みらい創造クラブ、阿部裕和でございます。

発議第4号、糸魚川市議会ハラスメント防止条例の制定について、会派を代表して、賛成の立場で討論いたします。

糸魚川市議会では、議員各位の自己研さん及び資質向上に努め、市民の負託に応えるために、議会の最高規範として、糸魚川市議会基本条例、また、糸魚川市議会政治倫理規則を制定し、活動してきました。

しかしながら、今年1月に取ったハラスメントに関するアンケートでは、市職員並びに議員の多くが、議員からハラスメントを受けたことがあると回答しました。この現状を踏まえ、市職員並びに議員が持つそれぞれの能力を十分に発揮できる環境をつくり、維持するためには、本条例案を制定し、議員によるハラスメントを防止し、根絶を図ることは必須であると考えます。

以上、本条例制定について、賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、伊藤 麗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。〔6番 伊藤 麗君登壇〕

○6番（伊藤 麗君）

伊藤 麗です。

発議第4号、糸魚川市議会ハラスメント防止条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

ハラスメント防止条例を糸魚川市議会として定めることは、議員や市職員が被害者となったとき、この防止条例に基づき行動を起こすことができ、公平な対応や所定の措置を求めることが可能となることはもちろんのこと、糸魚川市全体のハラスメントに対する意識を高める役割、個人や組織、企業の指針になると考えます。

ハラスメントは、個人や特定のグループに対する差別や排他的な態度と結びつきやすく、条例によって議会のハラスメントの防止が強化されることで、社会全体の多様性や平等への理解と尊重が進むことを期待いたします。これらが、ハラスメント防止条例の議会制定の必要性を示す私の論点であり、社会的包摂の促進も重要な要素として考慮されるべきです。

以上のことから、賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第4号、糸魚川市議会ハラスメント防止条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第13．閉会中の継続調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第13、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和6年第1回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、ご報告申し上げます。

去る2月19日から本日までの長期間にわたり、令和6年度当初予算をはじめ、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

この機会に6点について、ご報告申し上げます。

最初に、能登半島地震講演会の開催について、ご報告申し上げます。

1月1日に発生した能登半島地震を受け、4月14日、日曜日13時から市民会館において、富山大学の安江健一准教授をお招きし、能登半島地震の特徴、能登半島の被害状況、日本海沿いの地震活動について解説をしていただきます。地震に対する理解を深め、今後どのように備えをするか考える機会として、多くの市民の皆様からご来場いただきたいと思いますと考えております。

2点目に、博物館開館30周年記念イベントについて、ご報告申し上げます。

令和6年度は、フォッサマグナミュージアムと長者ヶ原考古館が、開館30周年を迎えます。年間を通し、様々な事業を開催する予定といたしております。

4月21日日曜日に、両館共通の記念式典と記念講演会をフォッサマグナミュージアムで行います。今後もジオパークをテーマに、交流観光の場として、糸魚川のまちづくりに貢献できるよう、教育や研究活動を行ってまいりますので、引き続き皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

3点目に、「NHKのど自慢」の開催決定について、ご報告申し上げます。

市制施行20周年、また市民会館オープン50周年の記念として、6月30日に「NHKのど自慢」の開催が決定いたしました。当地では、9年ぶりの開催であり、多くの皆様からご鑑賞いただきたいと思いますと考えております。

4点目に、2025大阪・関西万博の「自治体参加催事」等への出展内定について、ご報告申し上げます。

来年4月から開催される大阪・関西万博の「自治体参加催事・テーマウイーク」について、県や県内自治体と共に、食をテーマにした催事と県特産品の展示等への出展内定の通知がありました。令和6年度は、万博に訪れる外国人観光客をはじめとした関西方面からの誘客につなげるため、プロモーション活動やイベントを実施していきますとともに、県及び県内自治体と連携し、出展準備を進めてまいります。

5点目に、認知症グループホームの開設について、ご報告申し上げます。

第8期介護保険事業計画において整備を計画いたしました定員18人の認知症グループホームが、3月1日から南押上地内で「グループホームエフビー糸魚川」として事業を開始いたします。今後も介護保険サービスの安定的な提供に努めてまいります。

最後に、条例及び予算の専決処分について、ご報告申し上げます。

地方税法の改正に伴う市税条例、都市計画法条例、国民健康保険税条例及び介護保険条例の一部改正など、法令の改正に伴う関係条例の一部改正について、3月31日に専決処分を行う予定であります。

また、令和5年度予算の歳入歳出整理補正について、専決処分を行う予定としております。

以上、6点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和6年6月市議会定例会の招集日を6月17日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これもちまして、令和6年第1回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後4時20分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員